

## 平成28年第2回防府市議会定例会会議録（その2）

○平成28年3月2日（水曜日）

---

### ○議事日程

平成28年3月2日（水曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 議案第 7号 平成27年度防府市一般会計補正予算（第12号）  
（予算委員会委員長報告）
- 4 議案第13号 平成27年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）  
（教育厚生委員会委員長報告）  
議案第 8号 平成27年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第3号）  
議案第 9号 平成27年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）  
議案第10号 平成27年度防府市索道事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第11号 平成27年度防府市と場事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第12号 平成27年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第14号 平成27年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）  
議案第15号 平成27年度防府市水道事業会計補正予算（第2号）  
議案第16号 平成27年度防府市公共下水道事業会計補正予算（第2号）  
（以上環境経済委員会委員長報告）
- 5 市長施政方針演説
- 6 議案第17号 第二次防府市地域福祉計画について
- 7 議案第18号 第四次防府市障害者福祉長期計画について
- 8 議案第19号 第二次防府市健康増進計画について
- 9 議案第20号 第二次防府市観光振興基本計画について
- 10 議案第21号 防府市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- 11 議案第22号 防府市職員の退職管理に関する条例の制定について
- 12 議案第23号 防府市障害者保健福祉推進協議会条例の制定について
- 13 議案第24号 防府市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- 14 議案第25号 防府市公共下水道区域外流入受益者分担金に関する条例の制定

について

- 15 議案第 26 号 防府市行政手続条例等中改正について
- 16 議案第 27 号 防府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等中改正について
- 17 議案第 28 号 防府市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例中改正について
- 18 議案第 29 号 防府市旅費支給条例中改正について
- 19 議案第 30 号 防府市基金の設置、管理及び処分に関する条例中改正について
- 20 議案第 31 号 防府市税条例及び防府市建築審査会条例中改正について
- 21 議案第 32 号 防府市手数料条例中改正について
- 22 議案第 33 号 防府市手数料条例中改正について
- 23 議案第 34 号 防府市介護保険条例中改正について
- 議案第 35 号 防府市国民健康保険条例中改正について
- 24 議案第 36 号 防府市工場等設置奨励条例中改正について
- 25 議案第 37 号 防府市事業所等設置奨励条例中改正について
- 26 議案第 38 号 防府市建築審査会条例中改正について
- 27 議案第 39 号 防府市奨学資金貸付条例中改正について
- 28 議案第 40 号 防府市図書館設置及び管理条例中改正について
- 29 議案第 41 号 防府市火災予防条例中改正について
- 30 議案第 42 号 平成 28 年度防府市一般会計予算
- 31 議案第 43 号 平成 28 年度防府市競輪事業特別会計予算
- 議案第 44 号 平成 28 年度防府市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 45 号 平成 28 年度防府市索道事業特別会計予算
- 議案第 46 号 平成 28 年度防府市と場事業特別会計予算
- 議案第 47 号 平成 28 年度防府市青果市場事業特別会計予算
- 議案第 48 号 平成 28 年度防府市駐車場事業特別会計予算
- 議案第 49 号 平成 28 年度防府市交通災害共済事業特別会計予算
- 議案第 50 号 平成 28 年度防府市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 51 号 平成 28 年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 32 議案第 52 号 平成 28 年度防府市水道事業会計予算
- 議案第 53 号 平成 28 年度防府市工業用水道事業会計予算
- 議案第 54 号 平成 28 年度防府市公共下水道事業会計予算

- 33 議案第 5 5 号 防府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例中改正について
- 34 議案第 5 6 号 防府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例中改正について
- 35 議案第 5 7 号 防府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例中改正について
- 36 議案第 5 8 号 防府市交通災害共済条例等中改正について
- 37 議案第 5 9 号 防府市国民健康保険条例中改正について
- 議案第 6 0 号 平成 2 8 年度防府市一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 1 号 平成 2 8 年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 

#### ○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

#### ○出席議員（24名）

1 番	高 砂 朋 子 君	2 番	山 田 耕 治 君
3 番	木 村 一 彦 君	4 番	橋 本 龍 太 郎 君
5 番	吉 村 弘 之 君	6 番	安 村 政 治 君
7 番	松 村 学 君	8 番	上 田 和 夫 君
9 番	行 重 延 昭 君	1 0 番	中 林 堅 造 君
1 1 番	清 水 浩 司 君	1 2 番	藤 村 こ ず え 君
1 3 番	和 田 敏 明 君	1 4 番	山 本 久 江 君
1 5 番	河 杉 憲 二 君	1 6 番	山 根 祐 二 君
1 7 番	山 下 和 明 君	1 8 番	三 原 昭 治 君
1 9 番	久 保 潤 爾 君	2 0 番	田 中 健 次 君
2 1 番	田 中 敏 靖 君	2 2 番	平 田 豊 民 君
2 3 番	今 津 誠 一 君	2 5 番	安 藤 二 郎 君

---

#### ○欠席議員

なし

---

○説明のため出席した者

市	長	松浦正人君	副	市	長	中村隆君																					
教	育	長	杉山一茂君	代	表	監	査	委	員	中	村	恭	亮	君													
総	務	部	長	原	田	知	昭	君	総	務	課	長	河	田	和	彦	君										
総	合	政	策	部	長	平	生	光	雄	君	生	活	環	境	部	長	福	谷	眞	人	君						
健	康	福	祉	部	長	藤	津	典	久	君	産	業	振	興	部	長	山	本	一	之	君						
産	業	振	興	部	理	事	熊	谷	俊	二	君	産	業	振	興	部	理	事	本	田	良	隆	君				
土	木	都	市	建	設	部	長	山	根	亮	君	入	札	検	査	室	長	金	谷	正	人	君					
会	計	管	理	者	桑	原	洋	一	君	農	業	委	員	会	事	務	局	長	末	岡	靖	君					
監	査	委	員	事	務	局	長	藤	本	豊	君	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	賀	谷	一	郎	君
消	防	長	三	宅	雅	裕	君	教	育	部	長	末	吉	正	幸	君											
上	下	水	道	局	長	清	水	正	博	君																	

---

○事務局職員出席者

議会事務局長 中村郁夫君 議会事務局次長 中司透君

---

午前10時 開議

○議長（安藤 二郎君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

会議録署名議員の指名

○議長（安藤 二郎君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。21番、田中敏靖議員、22番、平田議員、御両名にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

---

議案第7号平成27年度防府市一般会計補正予算（第12号）

（予算委員会委員長報告）

○議長（安藤 二郎君） 議案第7号を議題といたします。

本案については、予算委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。吉村予算委員長。

〔予算委員長 吉村 弘之君 登壇〕

○5番（吉村 弘之君） それでは、さきの本会議におきまして予算委員会に付託となりました議案第7号平成27年度防府市一般会計補正予算（第12号）に係る委員会審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会は、2月24日の全体会において、執行部の補足説明を受け、質疑を行った後、2月25日に総務分科会、教育厚生分科会及び環境経済分科会を開催し、慎重に審査をいたしました。

その結果、各分科会主査より、全体会で審査すべき事項はなかった旨の報告を受けておりますが、あわせて報告のありました主な質疑等を申し上げます。

総務分科会においては、「地方創生加速化交付金による富海地域活性化事業について、なぜ富海でこの事業を実施することとしたのか」との質疑に対し、「富海地域は、市内でも人口の減少率が高く、特に子どもの減少や高齢化による影響に地元の皆様が危機感を持っておられます。こうした中、現在、藍染による地域おこしの取り組みが進められており、地元の皆様には地域資源を生かした活性化の機運が高まってきているところです。これらの状況から、このたび、富海地域を対象に地元関係者で組織される（仮称）富海地域活性化協議会を支援し、経営的視点でリーダーとなる人材の獲得などにより、地域活性化に取り組もうとするものでございます」との答弁がございました。

また、「情報システム再構築事業のうち、自治体情報セキュリティ強化対策事業の完了はいつか。また、その具体的な内容は何か」との質疑に対し、「この事業の完了については、平成28年度末を予定しております。主な内容につきましては、既存の内部情報系ネットワークから個人番号利用事務を分離させるための新たなネットワークの構築や二要素認証装置を備えた端末の配備を行うなど、セキュリティ対策を強化するものでございます」との答弁がございました。

これに対し、「特に個人情報の漏えい問題については、今後も十分注視して取り組んでいただきたい」との要望がございました。

さらに、「ふるさと寄附金について、昨年と比べて金額等増加しているが、今後さらに進めていくために方策等を考えているのか」との質疑に対し、「現在、返礼品については、地元産品の詰め合わせやはも料理のお食事券を用意しております。今後とも寄附される方々に満足していただけるよう、地元産品の品目の充実を図ってまいります」との答弁がございました。

これに対し、「毎年寄附をされる方も多いと聞いている。寄附者からの要望や意見を十分反映させ、返礼品の充実を図っていただきたい」との要望がございました。

教育厚生分科会においては、「小中一貫教育の中で取り組むイングリッシュキャンプに

については、何名程度の規模を予定しているのか」との質疑に対し、「今現在の計画では、初級、中級、上級の各コースに40名、合計120名程度の児童・生徒を参加者として想定しており、外国語指導助手（ALT）については12名の参加を考えております」との答弁がございました。

これに対し、「キャンプでは、藍染のほか、自然や歴史、文化など、富海地域の持つ魅力について、市内の子どもたちへ伝えることも目標の一つではないかと考える。このような活動、英語教育を通して富海地域が活性化し、脚光を浴びるような成果を期待したい」との要望がございました。

また、「9月補正予算で可決された海洋民俗資料収蔵庫の実施設計委託料について、全額を平成28年度へ繰り越しているが、どのような理由によるものか」との質疑に対し、「実施設計に当たり、文化庁及び山口県と協議を行う中で、当初設計案に対し、風除室の設置や床の仕様変更、空調設備の再検討を行うよう文化庁から指摘を受け、設計変更の必要が生じたことによるものでございます」との答弁がございました。

さらに、「分科会での補正予算審議の際、高潮、津波等による災害や塩害の危険性が高い三田尻塩田産業記念公園内への建設に対する疑義も出ていたが、国、県との協議において建設場所は問題にならなかったのか」との質疑に対し、「風除室の設置は、建設予定地が海に近く塩害も懸念されることから指摘を受けたものでございます」との答弁がございました。

これに対し、「設計の見直しにより、事業規模や設計費用、建設費用も大幅に変更されると思うが、今後、このような重要事項については、早い段階で議会への報告、説明をお願いしたい」との要望がございました。

そのほか、「高齢者外出支援事業として、バスまたはタクシーの利用料金の一部を助成しているが、今後も事業を継続し、また拡充していくのであれば、バス、タクシーそれぞれについて、市内のどの地域の方が多く利用されているか調査・分析を行い、より有効な事業となるよう、周知等も含め活用していただきたい」との要望がございました。

環境経済分科会においては、「水産総合交流施設管理運営事業では、国からの地方創生加速化交付金を財源に、多額の委託料や負担金補助金を計上している。道の駅「潮彩市場防府」へのアクセスが悪いことから、にぎわいの創出という点で懸念を抱いているが、どのように考えているか」との質疑に対し、「確かに幹線道路からは離れていますが、最近の道の駅は、アクセスよりも施設そのものの魅力を目指して訪れる傾向が強く、他の施設にはない魅力を持った施設づくりが重要であると考えます。今後は、金融機関と連携し、にぎわいの創出及び収益向上に向けた事業戦略を策定するとともに、それを着実に実行で

きる人材を登用することで、道の駅「潮彩市場防府」の活性化を図ってまいります」との答弁がございました。

また、「港湾整備関連事業において予定している三田尻緑地再整備に向けたワークショップの開催については、どのような形で行おうとしているのか」との質疑に対し、「まちづくり活動をしているNPO団体等に委託し、主に子育て世代の方々に参加いただきワークショップを開催する予定としております。参加人数は20人程度、実施回数は3回程度を想定しておりますが、意見の集約・具現化等については、今後、委託する団体との協議の中で検討してまいりたいと考えております」との答弁がございました。

さらに、「市有三世代住宅建設事業の意義と候補地の選定をどのように考えているのか」との質疑に対し、「富海地域の人口減少が続く中、この地域には賃貸住宅が少ない現状がございます。そこで、市が主体的に定住環境の整備に取り組み、このことが民間事業者による開発にも波及し、地域貢献、活性化につながればと考えております。また、候補地の選定につきましては、現在、富海小・中学校周辺を対象に、さまざまな角度からシミュレーションを行っているところでございます」との答弁がございました。

これに対し、「富海地域の活性化については、小中一貫教育推進事業など、他の事業もかかわるので、他部署との連携を密にとり、しっかりと取り組んでいただきたい。また、今後、入居基準・要件の設定に当たっては、三世代の同居にこだわることなく、柔軟に検討していただきたい」との要望がございました。

予算委員会におきましては、分科会の審査を受け、2月26日に全体会を開き、本案の承認についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結して、討論を求めます。松村議員。

○7番（松村 学君） 議案第7号平成27年度防府市一般会計補正予算（第12号）につきまして、自由民主党一心会は賛成の立場で討論いたします。

このたびの補正予算は、地方創生加速化交付金8,500万円、内容としましては、道の駅「潮彩市場防府」の賑わい創出・収益向上事業と富海ブルーと英語教育が織りなす交流・移住・定住空間の創造事業など、そして決算見込みによる予算であります。特に、地方創生加速化交付金に係る事業につきましては、都市間競争を勝ち抜く戦略的な予算であり、成果を大変期待するところであります。

しかし一方、このたびも、この決算見込みの中で財政調整基金が 8 億円、そして庁舎建設基金が 4 億円、そして減債基金が 2 億円と、大変巨額のお金が執行されないで基金に積み上がるという状況でございます。一般的な財調と減債基金につきましては、財調は 27 年度末見込み残高で 52 億円、そして減債が 11 億円、一般的な基金と言われるものが約 63 億円積み上がっている。そして、総額の基金残高は 117 億 1,110 万 6,000 円であります。大変財政が、大体年間 400 億円規模の防府市には、基金というのはすごくこれは多いんじゃないかというふうに私は個人的に思っております。

この間、市民の行政に求める声、特に道路改良、河川改良等々、大変要望が年々増しております、また、議会でもかなり議論になっております地域交通に対する早期の問題解決、実施というものについてももしっかり予算をつけていただいて、市民が安全に安心して住めるような防府市をぜひ新年度におきましては実現できますよう、この辺の基金の考え方も、ぜひ、毎年申し上げておりますが、見直していただいて、しっかりした防府市をつくっていただきたいと強く要望いたしまして、討論いたします。

○議長（安藤 二郎君） ほかにございませんか。田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 予算委員会でも申し上げましたが、一般会計の3月補正予算案は、決算見込みによる補正と地方創生加速化交付金に係る事業が主なものとなりますが、決算見込みに関して申せば、歳入で財政調整基金繰入金を 8 億円減らし、歳出で庁舎建設基金を 4 億円積み立てるとともに、減債基金を約 2 億円積み立てるという形で、これだけで 14 億円のゆとりが生まれた形の予算になっております。予備費は 2 億円少しありますが、当初予算が通例 1 億円程度で組まれていることを考えれば、当初予算と考えて 15 億円程度の余剰がこの段階で生まれておることになります。さらに、6月の決算では、若干のまだ余剰金が出ますので、6 億円から 8 億円ぐらいは決算でいけばプラスになるであろうというふうに考えられます。

こうしたことを考えれば、さらに細かな市民要望に応えることが第一であるとともに、さらに今後は厳しくなります市の各種施設についての老朽化、この問題に対する対処も必要であろうと思いますので、健全な予算管理ということをお願いいたしまして、賛成の討論いたします。

○議長（安藤 二郎君） ほかにございませんか。和田議員。

○13番（和田 敏明君） 議案第7号平成27年度防府市一般会計補正予算（第12号）に賛成の立場で討論申し上げます。

庁舎建設など、基金の積み立てなど、後世に残さないように全体のバランスも考えながら行っているというところ、大変評価いたしておるところでございます。



予算全体については賛成ですが、前にも申し上げたように、繰り越しに関しましては、地元からの要望ですので、地元の方にもしっかりと協力を求めているといたしまして、繰り越しのないよう予算立て計画していただきますようよろしくお願い申し上げます、要望申し上げます、賛成討論といたします。

○議長（安藤 二郎君） ほかにございませんか。久保議員。

○19番（久保 潤爾君） 議案第7号平成27年度防府市一般会計補正予算（第12号）に賛成の立場で討論いたします。

先ほどから出ておりますとおり、今回の補正予算は、決算見込み、そして地方創生加速化交付金によるものが主なものとなっております。

地方創生加速化交付金につきましては、人口減少社会に対応するという意味で、交付金の決定が遅かったことありましようが、まだ今からというところはあると思いますが、これからの取り組みに大いに期待するところがございます。

そして、もう一点、先ほどから出ております積立金のことに関してですが、議論は分かれるところではあると思いますが、今回、減債基金2億円の積み立て、これから財政も厳しくなっていくでありましようし、また公債費も増大していくことではないかと考えております。私は、その点で、今回の減債基金の積み増しについては大いに評価するものでございます。

以上をもって賛成の討論といたします。

○議長（安藤 二郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結して、お諮りいたします。議案第7号については、予算委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

---

議案第13号平成27年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）

（教育委員会委員長報告）

議案第8号平成27年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第3号）

議案第9号平成27年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

議案第10号平成27年度防府市索道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第11号平成27年度防府市と場事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 1 2 号平成 2 7 年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 1 4 号平成 2 7 年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 1 5 号平成 2 7 年度防府市水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 1 6 号平成 2 7 年度防府市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（以上環境経済委員会委員長報告）

○議長（安藤 二郎君） 議案第 8 号から議案第 1 6 号までの 9 議案を一括議題といたします。

まず、教育厚生委員会に付託されておりました議案第 1 3 号について委員長の報告を求めます。河杉教育厚生委員長。

〔教育厚生委員長 河杉 憲二君 登壇〕

○15番（河杉 憲二君） それでは、さきの本会議におきまして教育厚生委員会に付託となりました議案第 1 3 号平成 2 7 年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）につきまして、去る 2 月 2 5 日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

当委員会といたしましては、特に御報告申し上げる質疑等もなく、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 次に、環境経済委員会に付託されておりました議案第 8 号から議案第 1 2 号まで及び議案第 1 4 号から議案第 1 6 号までの 8 議案について、委員長の報告を求めます。上田環境経済委員長。

〔環境経済委員長 上田 和夫君 登壇〕

○8番（上田 和夫君） さきの本会議におきまして環境経済委員会に付託となりました議案第 8 号から議案第 1 2 号まで及び議案第 1 4 号から議案第 1 6 号までの 8 議案につきまして、去る 2 月 2 5 日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第 9 号平成 2 7 年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についての質疑等の主なものを申し上げます。

「ヘルスアップ事業のうち、糖尿病性腎症重症化予防事業については、どのような理由で繰越明許となったのか」との質疑に対し、「より効果的な保健指導を行うため、本市独自の手法として、医師会に加え、対象者のかかりつけ医とも連携し事業を進めてまいりましたが、指導方法等の調整に時間を要し、結果、事業の開始が 1 1 月となりました。事業の完了には半年間の継続的な保健指導を要することから、予算の繰り越しをお願いするも

のでございます」との答弁がございました。

これに対し、「重症化後の治療では、身体への影響や医療費などの経済面など、御本人にとって大きな負担となる。今後も医師会や関係医療機関と綿密に連携し、積極的に取り組んでいただきたい」との要望がございました。

また、議案第8号平成27年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第3号）、議案第10号平成27年度防府市索道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第11号平成27年度防府市と場事業特別会計補正予算（第2号）、議案第12号平成27年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）、議案第14号平成27年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）、議案第15号平成27年度防府市水道事業会計補正予算（第2号）及び議案第16号平成27年度防府市公共下水道事業会計補正予算（第2号）については、特に御報告申し上げる質疑等はございませんでした。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、8議案とも全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、本委員会に付託されました8議案について御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの各常任委員長の報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結して、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。議案第8号から議案第16号までの9議案については、関係各常任委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第8号から議案第16号までの9議案については、原案のとおり可決されました。

---

### 市長施政方針演説

○議長（安藤 二郎君） これより市長の施政方針演説を受けます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 本日ここに、平成28年度予算案をはじめ諸議案を御審議いただくに当たり、諸施策の概要について御説明申し上げます。

私は、一昨年の市長選挙において5期目の負託をいただき、早くもその任期の半分が経過しようとしておりますが、平成10年に初めて市長に就任して以来、「一日一日が任期」との思いで、市政の発展に邁進してきたところでございます。特に、私が最重要課題として取り組んでまいりました行財政改革は大きな成果を上げ、その成果により、本市は財政の健全性を堅持しつつ、さまざまな事業を展開してまいりました。

近年では、体育館、市民プール、廃棄物処理施設、学校耐震化等ハード面での大型事業の実施に加えまして、ソフト面では、小学校修了までの全ての児童の医療費無料化、市内全地域でのコミュニティ・スクールの展開、小中一貫教育の実施等、先駆的な取り組みを進めてまいりました。

さて、本年は、昭和11年8月に防府市が誕生してから80周年となる、本市にとってきわめて大切な1年を迎えております。この間、幾多の困難を乗り越え、単独市政を貫いてきた本市におきましても、我が国が直面している人口減少、少子高齢化の進行は決して例外ではなく、人口減少の克服と地域創生は喫緊の課題となっております。

これらの課題に対応するため、昨年10月に「防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「第四次防府市総合計画」に新たに位置づけるとともに、その推進におきましては、私を本部長とする、「防府市まち・ひと・しごと創生推進本部」において、総合的な進行管理を行うこととしたところでございます。

折しも、国の平成27年度補正予算におきまして、一億総活躍社会を実現させるための緊急対策として、地方創生加速化交付金が創設されましたことから、本市におきましても、国の全面的な御協力をいただき、本市の総合戦略に位置づけた事業のうち、この交付金を活用することで、より先駆性が高まり大きな効果が期待できる事業につきまして、分野を超えた連携を図り、「道の駅潮彩市場防府の賑わい創出・収益向上事業」と「富海ブルーと英語教育が織りなす交流・移住・定住空間の創造事業」を実施するため、先行して平成27年度補正予算に当該事業費を計上いたしましたものでございます。

平成28年度の予算編成に当たりましては、安全・安心なまちづくりを基本とし、環境、教育、観光、高齢・障害者福祉、子育て支援、活性化、防災を最重要施策に位置づけるとともに、地域で「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくるという、地域創生の流れを確かなものとするための第一歩として、産み・育む、学ぶ、働く、住む、創るの好循環を確立するための諸施策に配慮したところでございます。

この結果、平成28年度の当初予算規模は、一般会計につきましては、前年度予算比1.6%増の417億4,500万円とし、特別会計につきましては、企業会計も含めた総額で、前年度予算比9.6%増の512億4,700万円余りの予算規模としております。

以下、平成28年度の重点施策につきまして、市政運営上の最上位の計画である「第四次防府市総合計画」のまちづくりの大綱に沿って、順次、その主なものについて御説明申し上げます。

大綱の第1は、「自然環境への優しさと暮らしの安全を大切にするまちづくり」についてであります。

まず、環境保全対策の推進につきましては、「防府市環境基本計画」が計画期間の中間年度を迎えますことから、環境の変化や計画の進捗状況を踏まえ、施策の見直しを行い、より一層環境保全の推進を図ってまいります。

次に、循環型社会の形成につきましては、新しいごみ処理施設の稼働や新たな分別収集の実施状況等を踏まえ、「防府市ごみ処理基本計画」の中間見直しを行い、より一層ごみの減量化や資源の有効利用を図ってまいります。

また、自力でのごみ出しが困難になった高齢者や障害者のごみ出しを支援するため、新たに「ふれあい戸別収集」を開始いたします。

次に、環境衛生の推進につきましては、市営墓地の安定的な供給のため、墓地の需要に係るアンケート調査を実施し、今後の墓地等のあり方について総合的な検討を行ってまいります。

また、犬や猫の飼育限度を超えた繁殖を抑制し、市民の皆様の快適な生活環境を確保するため、引き続き不妊去勢手術に対して助成してまいります。

次に、消防・救急体制の充実につきましては、増加する救急需要や南海トラフ地震等の非常災害に対応するため、災害対応特殊救急自動車を新たに配備し、消防力の充実・強化を図ってまいります。

次に、防災対策の充実につきましては、地震・津波災害等を想定した総合防災訓練や市民防災の日の講演会の開催により、防災意識の高揚を図るとともに、出前講座や市広報等を活用して防災知識の普及を図ってまいります。

また、引き続き、防災行政無線の適切な維持管理や防災倉庫の備蓄物資の確保に加えまして、津波による浸水が想定される区域を対象として、その適所に海拔等表示看板を設置し、防災体制の強化を図ってまいります。

さらに、官学協働による自主防災組織の育成・活動支援や防災士のフォローアップ研修等を行うことにより、地域防災力の強化を図り、学校・家庭・地域が連携した災害に強いまちづくりを推進してまいります。

次に、治山・治水対策の充実につきましては、河川や海岸保全施設等の必要な整備や維持管理を行うとともに、向島地区の排水対策といたしまして、新たに郷ヶ崎地区にポンプ

場を建設するための実施設計を行ってまいります。

次に、交通安全対策の推進につきましては、防護柵や道路反射鏡等の交通安全対策施設の整備に加えまして、新たに防府駅周辺の道路照明灯の取り替えを集中的に行い、歩行者や自転車等の交通弱者が安心して通行できる環境を整備してまいります。

次に、防犯対策の推進につきましては、自治会が設置・管理する防犯灯のうち、周辺に人家が少ない通学路等特定の場所に設置された防犯灯への助成を拡充することにより、これまで防犯灯の設置が進まなかった場所への設置を促進してまいります。

次に、消費生活対策の充実につきましては、市民の皆様が身近に相談できる窓口として、引き続き、市消費生活センターの機能や消費者相談業務の充実を図るとともに、消費者の自立支援のため、消費者教育に努めてまいります。

大綱の第2は、「健やかな日々と地域のぬくもりにみちたまちづくり」についてであります。

まず、医療・保健サービスの充実につきましては、「第二次防府市健康増進計画」に基づき、市民の皆様の健康づくりを推進するための行動計画を策定してまいります。

また、がんの早期発見・早期治療を図るため、複数のがん検診をワンストップで受診できる総合検診と複合検診を引き続き実施することにより、受診率の向上に取り組んでまいります。

さらに、中高年の男性が注意すべき病気の一つである前立腺がんの早期発見を図るため、前立腺がん検診を新たに実施してまいります。

次に、子育て支援の充実につきましては、子どもを安心して産み育むことができる環境の整備を図るため、妊婦と乳幼児の健康診査や市内の産科医等を確保するための支援を引き続き実施するとともに、子育て支援のさまざまな情報をわかりやすく提供するため、子育て応援サイトを新たに開設いたします。

また、所得制限を設けることなく、小学校修了までの児童の医療費無償化を引き続き実施し、子育て家庭の経済的負担の軽減と子どもの保健の向上に努めてまいります。

また、不妊治療への助成を拡充し、医療保険が適用されない特定不妊治療に係る費用について、県の助成に加え、本市独自の助成を新たに行ってまいります。

また、第3子以降の子どもについて、その出生時や小中学校への入学年齢時において、市内共通商品券を贈呈し、多子世帯の子育てを応援することにしており、人口増への取り組みを一層加速することにいたしました。

留守家庭児童学級につきましては、保護者の就労形態の変化等による保育ニーズの多様化に対応するため、開設時間を延長いたします。また、受け入れ体制のより一層の充実を

図るため、佐波小学校につきましては1学級増設し、牟礼小学校につきましては新たに1学級を建設してまいります。

次に、結婚を希望する若者を支援するため、出会いの機会づくり等、婚活に関する取り組みを新たに進めてまいります。

次に、高齢者福祉の充実につきましては、高齢者ができるだけ住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、引き続き地域包括ケアシステムの構築を進めてまいります。

また、高齢者が外出の際に利用されるバスやタクシーの運賃の一部を助成する高齢者外出支援事業につきましては、助成要件を緩和し、利用の促進を図ってまいります。

また、今後も増加することが見込まれる認知症高齢者やその御家族を支援するため、認知症サポーター養成講座や認知症を考える集いを開催するとともに、認知症初期集中支援チームの設置や認知症の方とその御家族が情報交換や交流をすることができる場として、「認知症カフェ」の設置に取り組んでまいります。

さらに、重度の認知症の方々をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、短時間の定期巡回と、利用者からの通報に応じて随時対応する訪問介護・看護を組み合わせた包括的なサービスを行う、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の設置に向けて取り組んでまいります。

次に、障害者福祉の充実につきましては、本年4月に施行される障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、障害のある方への差別的取り扱いの禁止等について周知や啓発に努めるとともに、差別に関する相談窓口を設置いたします。

また、重度障害者が外出の際に利用されるタクシーの運賃の一部を助成する福祉タクシー助成事業につきましては、利用制限を緩和し、重度障害者の日常生活における利便性の向上と社会参加の促進を図ってまいります。

次に、国民健康保険事業につきましては、疾病の予防と早期発見・早期治療を図るため、人間ドックの利用の助成を引き続き行ってまいります。特に、特定健康診査につきましては、自己負担額を1,000円から500円に引き下げることにより、利用の促進を図ってまいります。

また、腎症重症化の予防のため、保健師の指導に基づき、生活習慣病の改善に取り組むヘルスアップ事業を引き続き実施してまいります。

大綱の第3は、「豊かな心の育みと文化の薫りにあふれるまちづくり」についてであります。

まず、学校教育の充実につきましては、コミュニティ・スクールの機能強化と土曜授業の質の向上により、地域ぐるみの教育の推進に取り組んでまいります。

また、向島小学校の複式学級補助教員や各学校の養護教員の指導助言に当たる学校保健安全指導員を新たに配置するとともに、学校司書を増員し、市立図書館と学校図書館を結ぶ横断検索システムを導入するなど学校支援を強化することにより、知・徳・体のバランスのとれた教育活動の推進を図ってまいります。

さらに、外国語指導助手の派遣時間を増やし、グローバル化に対応したコミュニケーション能力の向上を図るとともに、タブレット端末の有効活用について、大学と共同研究を行い、児童・生徒の主体的な学びの充実を図るなど、社会の変化に対応した教育の推進に取り組んでまいります。

また、学校施設の耐震化につきましては、老朽化の進んだ校舎等の改築を引き続き進めてまいります。本年度は、西浦小学校と桑山中学校の改築工事を引き続き実施するとともに、中関小学校の改築工事に伴う仮設校舎の建設と既存校舎の解体工事を実施いたします。勝間小学校と大道小学校につきましては、基本設計・実施設計等を進めてまいります。

また、定住する意思を持つことを条件として貸し付ける定住促進奨学金の貸し付けを受けた学生が、大学等を卒業後、実際に本市に一定期間生活の本拠を置いた場合に、奨学金の返還を支援する制度を新たに創設し、若者の本市への還流と人材の確保を図ってまいります。

次に、生涯学習の推進につきましては、市民の皆様の生涯学習と小中高等学校のキャリア教育を支援するため、生涯学習指導者バンクに高校、大学、企業等のスペシャリストを登録し、学校支援ボランティアと合わせた「（仮称）幸せます人材バンク」を構築してまいります。

また、市立図書館につきましては、指定管理者制度の導入により、民間活力を生かしたサービスの充実を図るとともに、学校図書館を含めた効率的な管理を行うため、「（仮称）図書館管理室」を設置し、資料の共有化と有効活用を進めてまいります。

文化福社会館につきましては、耐震補強計画策定業務を委託し、その結果を踏まえて、施設の移転や改修等の方向性について検討してまいります。

向島公民館の建て替えにつきましては、平成29年4月の供用開始に向け、建設工事に着手いたします。

次に、青少年の健全育成につきましては、放課後子ども教室を新たに2地区で開設し、子どもの安全・安心な居場所の確保と地域の参画を得た幅広い体験学習等を進めてまいります。

次に、スポーツの振興につきましては、昨年12月に「サッカーグラウンド建設検討会議」から提出された提言書をもとに、懸案の人工芝によるサッカーグラウンド2面を有す



る運動広場の整備に取りかかることにしており、本年は運動広場の改修に係る基本設計・実施設計等を進めてまいります。

また、本年、中国地方各県で開催されます「全国高等学校総合体育大会」につきましては、本市において、女子バレーボール競技を実施いたします。

次に、文化・芸術の振興につきましては、市民の皆様に安心して快適に公会堂を利用していただけるよう、耐震性の確保と老朽化した施設等の更新のため、耐震補強改修設計業務を進めてまいります。

また、山頭火ふるさと館につきましては、来年秋の開館に向けて、引き続き建設工事と展示物作成を進めてまいります。

次に、文化財の保護・継承につきましては、国指定史跡萩往還関連遺跡三田尻御茶屋（英雲荘）の史跡の復旧と環境整備のため、庭園修復工事に着手いたします。

大綱の第4は、「産業の活力とふるさとの魅力がみなぎるまちづくり」についてであります。

まず、農業の振興につきましては、担い手の育成と地域への定着を図るため、新規就農者が行う農地や機械の整備等に対して助成を行うとともに、農地集積・集約化を進め、農業経営基盤の強化を図ってまいります。

また、農業生産基盤の整備といたしまして、新たに上田・真鍋地区のほ場整備、大谷口ため池の改修工事、牟礼小野地区第3期基幹農道整備工事に着手いたします。

次に、水産業の振興につきましては、引き続き漁業経営の初期段階の支援や、漁船の整備等に対して助成を行うことにより、新規就業者の定着を図ってまいります。

また、水産基盤の整備といたしまして、老朽化した漁港施設の長寿命化を図るため、牟礼漁港と向島漁港の保全工事を実施いたします。

さらに、漁港海岸堤防の老朽化対策といたしまして、富海漁港、牟礼漁港、大道漁港の海岸老朽化対策計画の策定と、西浦漁港の実設計計を行ってまいります。

水産総合交流施設、「道の駅 潮彩市場防府」につきましては、みなとオアシス三田尻の魅力を高め、交流人口の増加による賑わいの創出を図るため、平成27年度補正予算に計上いたしました地方創生加速化交付金を活用した事業の実施に加えまして、道の駅として必要不可欠な整備を行うとともに、隣接する県港湾管理の緑地の再整備を引き続き県に強く要望してまいります。

次に、工業の振興につきましては、「防府テクノタウン」への工場等の立地が円滑に進むよう、引き続き大和ハウス工業株式会社や関係機関と連携しながら、企業誘致に積極的に取り組んでまいります。

また、本市産業にとって重要な輸送基盤である鉄道貨物輸送の機能の維持・強化を図るため、コンテナ取扱基地である防府貨物オフレールステーションを利用する企業に対し、その経費の一部を新たに助成してまいります。

次に、商業の振興につきましては、中心市街地等の活性化を図るため、関係諸団体等と連携した街なかイベントの実施や空き店舗への出店に対する家賃の助成を引き続き実施するとともに、防府地域振興株式会社と連携して、大都市圏からIT企業等のサテライトオフィスを誘致し、新たな価値を呼び込む事業に着手いたします。

「まちなか店舗リフォーム助成事業」につきましては、対象を市内全域に拡大し、新たに名称を「店舗リフォーム助成事業」として、本市全域の商業の振興を図ってまいります。

また、創業しやすい環境づくりを推進するため、事業スペースの提供と専門スタッフによる経営アドバイス等のきめ細やかな支援が特徴のインキュベーションプログラムを新たに実施いたします。

次に、観光の振興につきましては、平成30年の明治維新150年に向け、受け入れ体制の整備を進めるとともに、幕末・明治維新のころの史跡が多く残る歴史ある本市の魅力の発信に努めてまいります。

また、本市の観光について総合的にコーディネートする、「観光まちづくりプラットフォーム」の構築に向け、防府市観光協会の運営体制の強化を図ります。

さらに、地域資源を生かした観光地の魅力創造事業として、外国人を含めた観光客の誘客に係る試験的な事業を実施してまいります。

市内定期観光バスにつきましては、利用された皆様から多くの御要望があった、季節の花やさまざまな体験が楽しめるようなコースに変更し、春季と秋季の観光シーズンに合わせて運行してまいります。

大平山山頂公園につきましては、ロープウェイの駅舎や設備を保存活用し、公園の魅力向上を図ってまいります。また、つつじまつり等のイベント開催時には、引き続き山麓と山頂の間の送迎車両をシャトル運行し、利用者の利便性を確保してまいります。

次に、労働環境の向上につきましては、若年世代の労働に対する関心の惹起と地元企業への就職率を高めるため、高校生や就職担当者に市内企業の情報を提供してまいります。

次に、競輪事業につきましては、本年11月に開催する開設67周年記念競輪やF1競輪の開催に当たり、場外発売場の確保に努め、車券発売金収入の増加を図るとともに、開催経費の削減により収益増を目指してまいります。

大綱の第5は、「都市のうるおいと生活空間の快適さのあるまちづくり」についてであります。

まず、本市の都市計画の基本的な指針となる都市計画マスタープランにつきましては、人口減少、超高齢化社会という課題に対応するため、拡大を基調とした都市構造からの転換を図り、持続可能な都市経営を可能とする計画への見直しを進めてまいります。

次に、地域情報化の推進につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律と、関連整備法の施行に伴う社会保障・税番号制度、いわゆる「マイナンバー制度」に対応するため、国との情報連携に向けて準備を進めてまいります。

次に、広域交通ネットワークの整備につきましては、都市計画道路環状一号線と戎町迫戸線の整備、国道2号の富海地区の4車線化の早期完成に向けて、引き続き関係機関へ強く要望してまいります。また、都市計画道路環状一号線と接続する市道新橋牟礼線につきましては、早期完成を目指して整備を推進してまいります。

次に、生活交通の充実につきましては、市道下河内中河内線の拡幅と歩車道の分離により、歩行者の安全の確保を図ってまいります。また、市民の皆様の日常生活を支えるバス路線の維持・確保をはじめとした生活交通の充実は喫緊の課題であり、このため、路線バスの運行補助を引き続き行うとともに、幹線と枝線が有機的につながった面的なネットワークの実現に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、上下水道の整備につきましては、水道事業といたしまして、未給水地区解消と管網整備のための配水管の布設や老朽化した施設の更新等、「防府市水道ビジョン」において施策の柱としている「安心・快適な給水の確保」、「運営基盤の強化とお客サービス向上」、「災害対策の充実」、「環境対策の強化」のための諸事業に取り組んでまいります。

また、公共下水道事業といたしまして、衛生的で快適な生活環境を確保するため、浄化センターや管渠の長寿命化対策工事、富海・西浦方面への管渠布設工事等を行ってまいりますとともに、新たに大道方面への管渠布設工事に着手いたします。

次に、住宅環境の整備につきましては、建築物の耐震化を促進し地震に対する安全性の向上を図るため、木造住宅の無料耐震診断や耐震改修に係る経費の助成を引き続き実施してまいります。

また、土砂災害特別警戒区域内の既存建物で、土砂災害に対する安全性を有していないものについて、新たに改修費用の一部を助成してまいります。

市営住宅につきましては、計画策定後5年が経過する「防府市公営住宅等長寿命化計画」の見直しを行い、引き続き住宅の予防保全的な維持管理や、耐久性の向上を図るための工事等を実施してまいります。

また、空き家対策につきましては、市民の皆様の生活環境の向上を図るため、引き続き「（仮称）防府市空家等対策計画」の策定を進めてまいります。

さらに、世代間で互いに支え合いながら生活する多世代家族の形成を促進し、家庭内教育力の向上や子育て支援等により家族の絆を深めるとともに、高齢者の孤立を防ぐことを目的として、三世帯同居住宅の新築や増改築等に係る費用の一部を新たに助成してまいります。

次に、景観の保全・形成につきましては、第２期の宮市・三田尻地区の都市再生整備計画事業といたしまして、引き続き今市地区と松崎地区の歴史的なまちなみや景観に配慮した電線類地中化工事等を実施してまいります。

また、水辺空間の整備といたしまして、国土交通省のかわまちづくり支援制度を活用し、引き続き桜本児童遊園周辺の整備を推進するとともに、右田福祉センターそばに公衆トイレを、佐波川総合堰から新橋にかけて休憩のためのベンチや東屋を設置することにより、母なる川、一級河川佐波川が市民の皆様の憩いの都市空間となるよう努めてまいります。

次に、公園・緑地の整備につきましては、トイレの水洗化や遊具点検の実施、監視体制の充実等により、快適で安全・安心な公園の維持管理に努めるとともに、桑山公園の桜並木の再生等を進めてまいります。

大綱の第６は、「自ら担う喜びとみんなで支えあう力で築くまちづくり」についてであります。

まず、U J I ターンの促進につきましては、首都圏等からの幅広い世代の移住を促進するため、首都圏等で開催される移住フェアで本市の魅力を発信するとともに、本市への移住希望者に対し、求人情報や企業情報の提供と就職相談を行います。

次に、地域コミュニティ活動の推進につきましては、地域の拠点施設である地区集会施設の簡易なバリアフリー化工事に対する助成要件を緩和し、利用しやすい施設への改造等を促進いたします。

また、富海地域におきましては、従来の「藍による富海の地域おこし」活動の支援に加えまして、平成２７年度補正予算に計上いたしました地方創生加速化交付金を活用した事業の実施により地域の活性化を図るとともに、小野地域におきましては、地域の将来計画「地域の夢プラン」の策定等を支援してまいります。

離島振興につきましては、買い物困難地域である野島において、島民の利便性の向上を図るため、移動販売事業を実施する事業者に対し、移動販売車両の貨物運賃等を新たに助成するとともに、予備船「のしま」の老朽化に伴う予備船新造に向けた準備に入る所存でございます。

次に、市民の参画と協働による市政の推進につきましては、新たな協働の仕組みとして、「防府市参画及び協働の推進に関する協議会」から提出された「協働事業提案制度骨子」をもとに、制度の詳細についての健康協議を進めてまいります。

また、「防府市自治基本条例」につきましては、条例の規定に基づき、市民の皆様の参画のもと、見直しについて検討してまいります。

次に、計画的な行財政運営の推進につきましては、「防府市行政経営改革大綱推進計画」に基づき、健全な財政運営を堅持しながら、市民ニーズを踏まえた公共施設の再編や長寿命化等を進めていくため、引き続き公共施設マネジメント事業を推進してまいります。

本年度は、公共施設の長寿命化を推進する基本的な考え方と取り組みをまとめる「（仮称）防府市公共施設保全計画」と、インフラを含む公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための「（仮称）防府市公共施設等総合管理計画」を策定してまいります。

市庁舎の建設につきましては、昨年度設置いたしました「防府市庁舎建設基本構想・基本計画検討委員会」において、引き続き御意見をいただきながら議論を深め、「（仮称）防府市庁舎建設基本構想・基本計画」を策定してまいります。

次に、防府市制施行80周年記念事業につきましては、本年8月25日に記念式典を開催するとともに、姉妹都市記念交流事業や安芸高田市神楽団による神楽公演等を予定しております。また、夏季巡回ラジオ体操や防府市歴史文化財読本、市勢要覧の発行等、年間を通して記念事業にふさわしいさまざまな事業を行ってまいります。

以上、平成28年度予算に基づく事業の概要について御説明申し上げます。

現在、国においては、東京への一極集中を是正し、地方創生を深化させていくためには、地方が熱意を持って地方の魅力を創造・発信していくことが必要であるとして、地方自治体のみずからの創意工夫によってみずからの未来を切り開く、そのような意欲的な挑戦を支援していくこととされております。

私は、全国市長会において、3年続けて政策推進委員会委員を拝命するとともに、「まち・ひと・しごと創生対策特別委員会」委員長や、私が全国の自治体の首長に呼びかけ創設されました「教育再生首長会議」会長、また安倍総理の諮問機関である「教育再生実行会議」の委員や、内閣官房の「「そうだ、地方で暮らそう！」国民会議」の委員等のお役目を頂戴し、さまざまな場で教育再生と地方創生という内政の最重要課題につきまして、地方自治体の立場から国への提言等を行うとともに、これまで全国に先駆けて進めてまいりました本市の特色ある取り組み等について、情報発信や情報交換を行ってまいったところでございます。これらの活動を通じて、改めて本市の未来の姿を思い描くとともに、地方自治体にとっては、まさにこの数年が生き残りをかけた勝負の年であると強く実感いた

しております。

地方自治体を取り巻く環境は非常に厳しく、困難な道のりとなることが予想されます。引き続き、健全な財政を堅持していくことが何よりも大切であり、このためには、引き続き聖域なき行財政改革を推し進めるとともに、目の前の課題に積極果敢に挑戦し、現状よりも一歩、さらに一歩と前進し続けることで、20年後の市制施行100周年に向け、「学ぶなら防府、働くなら防府、住むなら防府」と市民の皆様に思っただけの安全で美しいふるさとを次の世代へ引き継いでいく覚悟でございます。

冒頭にも申し上げましたが、市制施行80周年を迎える本年は、今後迎えるべき100周年へ向けて、きわめて大切な1年でございます。豊かな自然と千年の歴史に彩られた魅力あふれる本市の地力を発揮して、地域創生の大きな一歩を踏み出す1年にしてみたいと存じます。

市民の皆様と議員各位の御理解、御協力を賜りながら、全職員とともに一層の緊張感とスピード感を持ち、施策の推進に全力で取り組むことをお誓い申し上げ、平成28年度の施政方針といたします。（拍手）

○議長（安藤 二郎君） ただいまの施政方針演説に対する質問につきましては、一般質問に含めてお願いいたします。したがって、この質問の要旨は本日の午後5時までに御提出いただきますようお願いいたします。

---

#### 議案第17号第二次防府市地域福祉計画

○議長（安藤 二郎君） 議案第17号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第17号第二次防府市地域福祉計画について御説明申し上げます。

本案は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画を策定しようとするもので、第一次計画につきましては、平成23年3月に策定しております。

この計画は、少子高齢化、核家族化の進行により地域でのつながりが希薄化する中、「誰もが安心して明るく楽しく暮らしていけるまちづくり」という基本理念を掲げ、思いやりと助け合いの中で、住みなれた地域で安心して暮らせる福祉社会を実現するための取り組みを示したものでございます。

計画の内容といたしましては、第一次計画の基本理念を継承しながら、その後の社会情

勢の変化等により生じた新しい福祉課題にも対応していくため、第二次計画として、平成28年度から平成32年度までの5年間の取り組みについて定めたものでございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第17号については、教育厚生委員会に付託と決しました。

---

#### 議案第18号第四次防府市障害者福祉長期計画について

○議長（安藤 二郎君） 議案第18号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第18号第四次防府市障害者福祉長期計画について御説明申し上げます。

第四次防府市障害者福祉長期計画につきましては、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画として位置づけられ、本市における保健、医療、福祉、教育、雇用、住宅等の各分野における障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画となるもので、平成23年度から平成32年度までを計画期間とし、平成23年3月に策定したものでございます。

その策定以降、国においては、本計画の根拠法である障害者基本法の一部改正をはじめとした関係法令の整備を行い、新制度を創設するなどさまざまな変革がなされており、障害者を取り巻く環境は目まぐるしく変化しております。

このような中、一層の障害者施策の充実を図るため、計画期間の中間年度に当たり、平成28年度から現在の計画を変更しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査

の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第18号については、教育厚生委員会に付託と決しました。

---

#### 議案第19号第二次防府市健康増進計画について

○議長（安藤 二郎君） 議案第19号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第19号第二次防府市健康増進計画について御説明申し上げます。

本案は、健康増進法第8条第2項及び食育基本法第18条第1項の規定に基づき、市民の健康の増進及び食育の推進に関する施策についての計画を定めようとするものでございます。

この計画は、計画期間を平成28年度から平成37年度までの10年間とし、家庭、地域、学校、職域、行政等の各団体が協働して健康づくりと食育に取り組むことで、市民の皆様の健康と生活の質の向上を実現するための取り組みを示したものでございます。

計画の内容といたしましては、「みんなでつながり思いやる健やかなまち 防府」を基本理念とし、市民の皆様の健康を取り巻く現状やニーズを把握した上で、各世代に応じた健康づくりと食育を一体的に取り組むことができるよう定めたものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第19号については、教育厚生委員会に付託と決しました。

---

#### 議案第20号第二次防府市観光振興基本計画について



○議長（安藤 二郎君） 議案第20号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第20号第二次防府市観光振興基本計画について御説明申し上げます。

本案は、本市の観光振興に関する基本的な指針や施策等を示す計画を策定しようとするもので、第一次計画につきましては、平成23年3月に策定したものでございます。

近年の観光施策を取り巻く環境は大きく変化し、地域間競争が激化する中、他の地域にはない独自の価値を獲得し、観光動機を生み出していく必要があります。

この計画は、基本理念を「「幸せます」の心が通うおもてなし」、目指す観光のまち像を「「幸せます」の観光まちづくり推進都市～千三百年の史都・防府～」とし、コンベンションの誘致やインバウンド観光の推進などの5つの基本方針を示し、これに伴う基本施策や基本事業等について、平成28年度から平成32年度までの5カ年の取り組みについて定めたものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第20号については、環境経済委員会に付託と決しました。

---

#### 議案第21号防府市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について

○議長（安藤 二郎君） 議案第21号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第21号防府市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、消費者安全法の改正に伴い、本市の消費生活センターにおいて必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものでございます。

主な内容といたしましては、消費者安全法が改正され、消費生活センターを設置する市町村は、消費生活センターの組織及び運営等について、内閣府令で定める基準を参酌して、市の条例で定めることとされましたので、府令の基準を十分に参酌した結果、消費生活センターの組織及び運営等について、本市の実情に応じた規定を条例に設けるものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 今、市長の説明の中で、国の基準を参酌してということですが、この条例を見ますと、例えば第2条ですが、市長は、消費生活センターを設置したときは遅滞なく次に掲げる事項を公示しなければならないと、当該事項を変更したときも同様とするということ、消費生活センターの名称及び位置を第8条第2項第1号及び第2号の事務を行う日及び時間というふうに例えば書いてありますが、先ほどの市長の施政方針演説の中の消費者行政の中にありましたように、防府市では、既に消費生活センターが設置をされておるわけでありまして。

したがって、設置したときはかくかくしかじかと書く必要がなくて、消費生活センターの名称は防府市消費生活センターであって、その位置は防府市寿町の市役所1号館1階、市政なんでも相談課内に置くだとか、それから日及び時間については、既に市のホームページで月曜日から金曜日の8時15分から17時というふうに書いてあるわけですから、そういうことをこの条例の中に書き込むべきではないかと思うんですが、ちょっとこの条例のつくり方は非常に奇異な感じがするわけですが、この点はいかがでしょう。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（原田 知昭君） お答えをいたします。

今回の条例改正につきましては、消費者安全法の改正に伴いまして、消費生活センターの必要な事項を定めるものでございます。国のお示しになられた参酌基準というものに基づきまして、条例の制定を行っております。

参酌基準につきましては、消費生活センターの公示、センター長及び必要な職員の配置、それからほか4項目につきまして参酌基準のほうが求められております。

今、議員のほうがおっしゃられました、消費生活センターのほうの開設時間等につきましては、この中には入れておらないというところでございます。

このつくり方ということでしたが、これにつきましては、私どものほうの市政なんでも相談課、そして法令等協議いたしまして、国のほうの消費者安全法に基づきまして策定したところでございます。お気づきの点は、十分御意見としていただきたいと思います。

ます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 確かにこの消費者安全法の改正に伴って、消費者安全法施行規則等の一部を改正する内閣府令、これが去年の3月末に出ておりますが、内閣府令第15号というもので、消費者庁でありますから、この府令を出してるのは内閣総理大臣安倍晋三さんでございますが、この中では、確かに言われるように、消費生活センターの組織及び運営等の基準で、内閣府令で定める基準は次に掲げるとおりとするということで、確かにこの条文の2条に書いてあることとほぼ同一の内容が書いてあります。府令には、県もひっくるめてでありますので、この条文の示し方などは市の条例と若干異なっておりますが、内容的には同じものであります。

そして、第3条では、府令の中の第2号について述べております。それから、第4条では、府令の中の第6号について述べております。

それで、私がどうかと思うのは、府令の中の3号、4号、5号については、条例で盛られておりませんが、この辺については、参酌すべき基準でありますから、先ほど市長が申されたように防府市の実情に合わせてということではありますが、やはり参酌基準、こういうものが国から示されておるけれども、市としてこういう判断のもとにこういうふうに条例をしたというような説明が、私は議会のほうになされるべきであると思うんですが、少なくとも、その3つの条文、書くべきというふうに国が示したのについて書かれなかった、この辺についてはどうのお考えでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（原田 知昭君） それでは、お答えいたします。

参酌基準の中には、今、言われたように、消費生活相談員の資格要件、それから消費生活相談員の適切な人材及び処遇の確保並びに消費生活相談員の研修の機会の確保、こういった3件がございます。この3件につきましては、市の条例には確かに参酌して定めておるわけではございません。

まず、第3号の消費生活相談員の資格要件でございますが、これは既に改正後の消費者安全法に規定をされております。また、有資格者以外にも、同等以上の専門的な知識を有すると認められることがございますので、この条例のほうでは定めておりません。

それから、第4号の適切な人材及び処遇の確保ということでございますが、消費生活相談員に限らず、非常勤嘱託員の処遇につきましては、業務内容等を勘案して決定しておることでございますので、個別条例の中において規定するということは現在のところ考えていないところでございます。

それから、5番目といたしまして、研修機会の確保ということでございますが、これも同様でございます。研修による人材の育成は、消費生活相談員に限ったことではございません。さまざまところに配置しております職員につきまして研修は行っておるところでございますので、個別の条例で規定することは今考えていないところでございます。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 私と部長が資料持って話しておるんではわからないと思いますので、ぜひこの辺は委員会で詰めた議論もしていただきたいと思うんですけども、例えば国のほうがよく府令だとかそういったものについて説明するような資料を出されます。今回、「改正消費者安全法に係る施行規則・ガイドラインについて【概要】」という一枚物の資料を、これは消費者庁のホームページを見れば出ておるわけですが、その中で、消費生活センターの組織運営等の参酌基準（施行規則）ということで6つ、今のことを言っております。

先ほど言われた中で、部長は人材の処遇の確保に必要な措置というふうな言葉を言われましたが、そのところは（4）ということで、「いわゆる「雇止め」の見直しその他適切な人材及び処遇の確保に必要な措置」というふうに、この消費者庁がつくってる、国のホームページにあるものには出ておるわけです。「いわゆる「雇止め」の見直し」ということについては、わざわざそこは強調する意味で、赤字で表示をしております。

それで、国が示しております参酌基準ではこういうふうに言っております。「消費生活センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずること」と、つまり雇い止めをするなというふうに国の参酌基準は示しております。

ところが、私がこれまでに一般質問でも言っておりますが、嘱託職員のような、こういう相談員のような専門性が要求される人について、国が参酌基準で雇い止めをするなど言っておるのにかかわらず、防府市は、例えば消費生活相談員就業要綱、この中で連続して5年を超えてはならないと。市長が特別に限り認める場合、1年に限り更新できるということで、最高6年という形にしております。

この要綱は、もう、こういった形で国のほうが参酌基準というものを示しておるわけですから、安倍晋三総理大臣の名前で府令という形で。この要綱そのものを変えなければならないと思うんですが、この辺についてはいかがですか。条例に、今言った国の参酌基準

を入れなければ、要綱をむしろ変えるべきだと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（原田 知昭君） 確かに、消費者庁名でそういった基準が出ております。

ただ、嘱託職員の5年問題につきましては、今、市全体として考えるべきところがございます。したがって、消費生活相談員につきましても、確かに専門性はあるということで、この辺は認識しておるところでございますが、市全体の雇用ということで考えておりますので、この要綱の改正ということ、今、議員が言われましたが、この辺については順次研究、検討させていただいているところがございます。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 最初に、条例のあり方についてお尋ねして、そして参酌基準との関係でこれで3回目になりますので、これでやめたいと思いますが。最初に2条のことについて1回、それからここに書かれておらないことについて、これで3回目であります。項目ごとに3回というふうになっておりますので……。

○議長（安藤 二郎君） できれば、常任委員会で詳しいことはやったほうが良いと思うんですけど。

○20番（田中 健次君） あと常任委員会のほうでぜひ議論していただきたいと思いますが、ただ、こういった嘱託職員については、例えば教育厚生委員会が昨年視察してまいりました市川市では、学校司書がやはり嘱託職員ですが、そういった雇い止めの条件はもうありません。能力のある、そういう人たちは長く勤めてほしいという形でしておりますし、その2年前に行きました、同じ学校司書の関係ですが、大阪の箕面市でもやはりそういう形でありました。それから、改選前の教育民生委員会の時代ですが、岡山市でもやはりそういった雇い止めということではなくて、むしろ経験の長い人は、その経験に見合っただけ高い報酬を、要綱なり内部の基準で定めておるという形で、経験年数が長い人ほど高い報酬で採用されるということがあられるわけでありまして、この辺について、もう抜本的に見直すべきだということだけ申し上げておきたいと思っております。

○議長（安藤 二郎君） ほかにございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第 2 1 号については、総務委員会に付託と決しました。

---

#### 議案第 2 2 号防府市職員の退職管理に関する条例の制定について

○議長（安藤 二郎君） 議案第 2 2 号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第 2 2 号防府市職員の退職管理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、地方公務員法が改正され、営利企業等に再就職した元職員からの現役職員への働きかけに対する規制等について定められましたので、当該規制等の円滑な実施及び退職管理の適正確保に必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものでございます。

内容につきましては、管理または監督の地位にあった職員が、離職後 2 年の間に営利企業等の地位に就いた場合の届出義務を定めるものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第 2 2 号については、総務委員会に付託と決しました。

---

#### 議案第 2 3 号防府市障害者保健福祉推進協議会条例の制定について

○議長（安藤 二郎君） 議案第 2 3 号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第 2 3 号防府市障害者保健福祉推進協議会条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、障害者基本法第 3 6 条第 4 項の規定に基づき、本市における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、防府市障害者保健福祉推進協議会を設置し、そ

の運営に関し必要な事項を定めようとするものでございます。

主な内容としたしましては、協議会の所掌事務、組織、委員の任期等について定めるものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第23号については、教育厚生委員会に付託と決しました。

---

#### 議案第24号防府市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

○議長（安藤 二郎君） 議案第24号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第24号防府市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、新たに農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めようとするものでございます。

内容につきましては、農業委員会の委員の選出方法が、これまでの公選制と選任制から、推薦と公募に基づき、市町村長が議会の同意を得て任命する方法に変更されること及び農地をより適正に管理するため、新たに農地利用最適化推進委員を設置し委嘱すること並びにこれらの委員の定数については、政令に定める基準に従い条例で定めることとされたので、当該基準に従い、これらの委員の定数を定めるものでございます。

また、本条例の制定に伴いまして、既存の「防府市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例」を廃止するものでございます。

なお、平成28年4月1日に在任中の農業委員会の委員の任期につきましては、改正法の規定により、任期満了の日までなお従前の例により在任することとなっております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第24号については、環境経済委員会に付託と決しました。

---

#### 議案第25号防府市公共下水道区域外流入受益者分担金に関する条例の制定について

○議長（安藤 二郎君） 議案第25号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第25号防府市公共下水道区域外流入受益者分担金に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、公共下水道の事業計画に定めた予定処理区域外の受益者から、地方自治法第224条の規定に基づき徴収する分担金の額を改定し及び必要な事項を定めるため条例を制定しようとするものでございます。

主な内容につきましては、受益者が負担する分担金の額を、区域外流入をする土地の面積に1平方メートル当たり540円を乗じて得た額とし、その徴収等に関する事項を定めるものでございます。

また、本条例の制定に伴いまして、防府市都市計画下水道事業等受益者負担に関する条例から、分担金に関する条文を削除し及び条文整備を行おうとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。田中敏靖議員。

○21番（田中 敏靖君） この公共下水道区域外流入受益者分担金に関する条例を今回提案された主な目的、今、理事者から説明がありましたけれど、もう一度、この目的が何であるか。

今、市街化調整区域を含む地域は、加速的に少子化、高齢化によって人口が減少しております。そういう中で、これは極端に言いますと、市街化調整区域に対するいじめではないか、このような思いもするところでございます。

平成5年ごろだったと思いますけれど、下水道については、今、説明のありました処理



区域のほかに、排水区域として図面化されたものがあつたと私は確認しております。排水区域というのは、将来計画として、下水道は「市街化」、「調整」にかかわらず、この区域までは下水道区域、排水の区域にしましょうと、こういうことを定めた計画であつたかと思ひます。その後、議員に対してその後の経過というものを知らされておひませんので、知つてないのは私だけかも知ひませんが、当然、その区域も下水道というものはとれるもんだというふうに解釈しております。

今回、このように質問するのは、まず集落排水または漁業排水として区域を定めておつたところ、これを下水道を一本化して処理場で処理しようというふうに変更になつたように思つておひます。その中で、例えば向島地域、富海地域とありました。また、特に、これは漁業集落でやろうとしておつたんですが、非常に費用がかかるといふことでそれはやめようといふことになつたと私は思つておひますが、行政のほうではそうではなかつたかなといふ思ひもしておひますので、そのあたりの説明もあわせておひしたいと思ひます。

また、右田方面から大道に行く、大道地区につきましては、合併の一手手前までは右田とか大海とかいふのは一つの下水道処理区域になろうとしておつたんですが、合併はしないといふ条件のもとにこれは中止になり、多くの下水道区域から接続しようといふふうになつてつなぐ予定になつておひと思ひます。

今、市長の施政方針にもありましたように、今年度から、大道地区に対しても下水道はつながれるようになると思ひますが、そのあたりでも、それに関する途中といふものは市街化調整区域を通過していくわけです。聞くとところによりますと、その調整区域の人には、下水道はとらさないんだといふふうなこともあるのではないかなと私は思ふんです。せつかく下水道管を通すのであれば、それに附帯するところはインフラ整備として全部下水道通してやるべきであると思ひます。

そういうことも考えれば、もっと柔軟に、例えば、今、この300円を540円、240円を増やして一時金として約6万円の負担増になるかと思ひますけれど、それは市街化調整区域の人にも少し環境整備のためにもやつてやるんだといふ情けもあつていいんじゃないかなと私は思ひます。今現在、調整区域に対する締めつけといふのは非常に厳しくなつて、住むなといふ言い方かと、私は思ひがあります。その中でこういう質問をさせていただきます。

また、この下水道については、240円の増加だけではありませぬ。今までは目に見えておひませぬが、工事負担金といふものを取られておひます。普通、市街化区域におられる方は、下水道は、屋敷から30センチまでは下水道管は行政のほうでつないでいただけ

るんです。しかし、調整区域の区域外流入の場合は、その間の負担金、本管から屋敷までの負担金は自分で負担しなきゃならない。約60万円ぐらいかかると思います。ひどいところは、もう100万円もかかるところもあると思いますが、それを一時的に払わなきゃなりません。要するに、分割で払わなくて、一時的に払わなきゃならないというのは非常に負担がある。そういう中で、こういう目に見える240円というのは、非常に疑問を感じるところがありますので、この条例を制定する目的をもう少し説明いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安藤 二郎君） 各地域ごと、問題点が出ましたけど、そうじゃなくて、今の540円の件だけでいいですね、回答は。

○21番（田中 敏靖君） 各地域の分もあわせて説明いただければここでお願いしたいんですが、時間がかかるようでしたら委員会のほうで説明いただければと思います。

○議長（安藤 二郎君） よろしく申し上げます。上下水道局長。

○上下水道局長（清水 正博君） まず初めに、今、この条例を上程した目的という御質問ございましたけれども、公共下水道を整備する初期段階の区域外流入と申しますのは、区域外とは申しまして、市街化区域内の事業計画外からの流入でありまして、いずれは計画区域の拡大に伴って区域内に取り込まれる地域からの、いわゆる先行接続であったわけでございます。都市計画税も御負担いただいておりますし、負担金も300円で、同額で特段問題はなかったわけでございますが、しかしながら、周辺部へと拡張が進むにつれて、平成2年度ごろから調整区域からの流入が増え始めてきておりまして、ちなみに現在まで377件あると認識をいたしておりますが、この件に関しましては、議会や、あるいは市街化区域の皆様からも不公平だと、長年、もう十数年、もっとそれ以上かもわかりませんが、御指摘を受けてきた大きな課題であったわけでございます。

また、平成26年度末に事業計画を変更いたしまして、周辺区域の市街化区域全てを事業計画の中に取り込みましたので、今後の区域外からの流入は全て調整区域からの流入となります。したがって、かねてより御指摘を受けておりました負担の不公平を解消する、その公平性を確保するための制度改正は、今、この時期にやるべきであろうというふうに判断をしたわけでございます。

今後、制度を利用していく上で状況が変わって、再びまた均衡がとれないようでしたら、その都度また見直していきたいというふうに考えております。

なお、県内で、負担金、分担金の制度を設けている自治体で、これに差を設定している自治体はまだございません。ございませんが、防府市といたしましては、同じ下水道を御利用いただいているお客様からの負担の均衡をできるだけ図っていききたい、そのために本

条例を制定することによって、まず一步前に出ていきたいと、そういう強い思いでこの条例を上程させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中敏靖議員。

○21番（田中 敏靖君） 負担の公平と言われますが、負担の公平というのはもっと考えてもらいたいと思うんです。この240円の負担をするということは、都市計画税の下水道に係る費用だといえ、まあ、そうかもわかりません。じゃあ、先ほど説明しました中の一時金で払う工事施工費、これを一時で払うというのは、ほんとはおかしいんです。もし負担金のような長期的に支払いができるのであれば、20年、40年の延べ払いができるような、そういう制度もやっぱりあわせて考えるべきではないかなと私は思うんです。

今、市街化調整区域がもう広がらないという前提で、そのようなお考えで説明されましたけれど、見直しというのは、今、防府は発展しようかなというふうに、テクノタウンをつくって、工場誘致して、少しでも多くの人を呼んで人口増やそうではないかというようなさなかで、住居する環境を整備するのに、市街化区域は縮小するんじゃなくて拡大するというような気持ちぐらいでやっていかないと、これは前に進まないのではないかな。

そういう中で、今現在だけを考えれば、そりゃあそうかもわかりませんが、今まで何度も見直しがありました。現在でも見直しをせんにゃいかんところもある。だけど、いろんな制約によって市街化調整区域になっておるということ、そういうふうなことで、住まいは建てられるかもしれませんが、ほかは建てられないというような、非常に制限を受けてる。じゃあ、勝手に線引きをやったのは誰の責任かというふうな問題まで波及するのではないかと私は思います。調整区域の人は線引きを、好んで調整区域にしてくれと言った覚えはないというふうな人が多いんじゃないかと私は思います。

そういう中で、やむを得ない。法ですからやむを得ない。しかし、それに対して、このような負担金を取るということは不公平だと。よそがやる前に率先してやるというふうな、そりゃいいかもわかりませんが、様子を見ながらこういうことは考えるべきで、もっとも人の意見を聞くべきではないかなという思いがしております。

もう一度聞きますが、予定処理区域というのは、現行で何年ぐらい変わらないというふうにお考えでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 上下水道局長。

○上下水道局長（清水 正博君） 向島地域のことを御質問されたというふうに理解をいたしておりますけれども、向島地域は調整区域でございますので、公共下水道を整備する計画は、当初から現在でもございません。

しかしながら、平成10年6月だったと思いますけれども、県が山口県污水处理施設整備構想を公表したことによりまして、この計画との整合性を図る必要性があったため、平成14年度に事業計画変更いたしておりますけれども、そのときにも、関係部署とも協議をした上で、向島地域からの流入量、全量を区域外流入として計画処理水量の中に位置づけました。この計画は、まだ生きております。

ただし、島内を整備するについての事業主体は、調整区域でございますから、あくまでも漁業集落排水施設整備としてやっていただくと。その後に、公共下水道へ接続することというふうな計画となっていたものでございます。

回答になってるかどうかわかりませんが、以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中敏靖議員。

○21番（田中 敏靖君） 詳細については、私の思いが執行部のほうには伝わらないかわかりませんが、昔は、旧市内の下水道の処理区域、これは同じ300円じゃなくて、たしか184円って書いてあった。この184円だったと思いますが、そういうふうになかった時代もあるわけです。まあ、今、300円で大体定着しておるんですから、300円で。旧市内の184円の下水道処理区域については、雨水污水合流式になっちょるわけです。雨水も一緒に処理できるんです。そういうふうなところに優遇されておった。そりゃ、中心部だからやむを得ないとは思いますが、周辺部に行きや高くなるというのは、ちょっと何となく不思議やなという気がします。

そういう思いの中で、もっともっと議論していただきたいと思うので、委員会のほうで詰めてお願いしたいと思います。そのときには、委員会をお願いしてもらいたいのは、今の下水道の予定図面というのがあると思います、今、大道の方面に行くという。どこの道路を歩いていくんか、どこの区域まで入ってるんかという、こういう図面を表示しながら説明いただいたほうがいいんじゃないかと思っておりますので、よろしくお申し上げます。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） ほかにありますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第25号については、

環境経済委員会に付託と決しました。

---

議案第 26 号防府市行政手続条例等中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第 26 号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第 26 号防府市行政手続条例等中改正について御説明申し上げます。

本案は、行政処分に対する不服申し立てに関する手続を定める行政不服審査法が全部改正され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

主な改正の内容につきましては、本市の公文書の公開請求及び個人情報の開示請求に対する処分に係る審査請求について、条例に特別の定めを設け、法改正により新設される審理員による審理手続の適用を除外することとするもの、固定資産評価審査委員会の審査に関する規定のうち、行政不服審査法の規定を準用する部分について所要の改正をするもの、審理員または審査庁に提出された審査請求に係る書面の写し等の交付を受ける場合における手数料の額を定めるもののほか、不服申し立ての手続が審査請求に一元化されたこと等に伴う条文整備等を行うものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第 26 号については、総務委員会に付託と決しました。

ここで、昼食のため、午後 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 58 分 休憩

---

午後 1 時 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

---

議案第 27 号防府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第 27 号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第 27 号防府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等中改正について御説明いたします。

本案は、地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

内容につきましては、まず、防府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてでございますが、任命権者が市長に報告する事項に、職員の人事考課の状況及び職員の退職管理の状況を加えるものでございます。

次に、防府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、条文整備を行うものでございます。

次に、職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、職員の等級別基準職務表を条例で定めるもの及び条文整備を行うものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第 27 号については、原案のとおり可決されました。

---

議案第 28 号防府市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第 28 号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第 28 号防府市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、本年 4 月 1 日から山口県市町総合事務組合において、本市の非常勤職員に係る公務災害補償等の事務を共同処理することに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第 28 号については、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第 29 号防府市旅費支給条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第 29 号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第 29 号防府市旅費支給条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、近隣市を除く山口県内へ出張する場合に支給しております日当について、平成 28 年 3 月をもって廃止しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付

託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第29号については、原案のとおり可決されました。

---

### 議案第30号防府市基金の設置、管理及び処分に関する条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第30号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第30号防府市基金の設置、管理及び処分に関する条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、防府市職員退職手当基金を廃止しようとするものでございます。この基金は、職員の退職手当に係る財源を確保することにより、年度間の財源調整を図り、中長期的な視野のもとで安定した財政運営を行い、退職者の増加による財政の逼迫を緩和するため設置されたものでございますが、いわゆる団塊の世代への退職者への支給も終了し、また、この間、新規採用の抑制や採用者数の平準化が図られたため、今後しばらくは、財政運営に重大な影響を及ぼす支出が発生する見込みもないことから、このたび廃止しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可



決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第30号については、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第31号防府市税条例及び防府市建築審査会条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第31号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第31号防府市税条例及び防府市建築審査会条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が公布され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第31号については、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第32号防府市手数料条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第32号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第32号防府市手数料条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則等の改正に伴い、既存住宅の増築または改築を行う場合の長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に係る手数料を新設しようとするものでございます。

内容につきましては、これまでの認定の対象である新築住宅に加え、既存住宅の増築または改築を行う場合においても、長期優良住宅建築等計画の認定の申請が可能となるため、当該申請に対する審査事務に係る手数料を新たに定めるものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第32号については、環境経済委員会に付託と決しました。

---

### 議案第33号防府市手数料条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第33号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第33号防府市手数料条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の公布に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に係る手数料を新設しようとするものでございます。

この法律は、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るための措置等を定めており、この措置のうち、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の措置につきましては、所管行政庁が建築物エネルギー消費性能向上計画または建築物のエネルギー消費性能に係る認定を行い、当該認定を受けた建築物については、容積率の特例を受けること及び当該認定を受けた旨の表示をすることが可能となり、これにより省エネルギーの建築物の普及を促進しようとするものでございますが、この認定等の申請に対する審査事務を所管行政庁で

ある本市が行うこととなるため、当該審査事務に係る手数料を新たに定めるものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第33号については、環境経済委員会に付託と決しました。

---

#### 議案第34号防府市介護保険条例中改正について

#### 議案第35号防府市国民健康保険条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第34号及び議案第35号の2議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第34号防府市介護保険条例中改正について及び議案第35号防府市国民健康保険条例中改正について一括して御説明申し上げます。

本2議案は、本市の市税条例の改正により、市税の減免申請期限が納期限前7日までから納期限までに延長されたことにあわせて、介護保険料及び国民健康保険料の減免申請期限につきましても、市税と同様に延長しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております

ます2議案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第34号及び議案第35号については、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第36号防府市工場等設置奨励条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第36号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第36号防府市工場等設置奨励条例中改正について御説明申し上げます。

本条例は、産業の振興と雇用の促進を図ることを目的に昭和61年4月に制定され、工場等の新設、増設等を行った事業者に対し、奨励措置を実施してまいりましたが、本年度末をもってその効力を失うこととなります。

本案は、今後も引き続き本市における工場等の新設や設備投資を活発化させ、本市産業の振興と雇用の促進を図るため、本条例の期限をさらに5年間延長するとともに、あわせて制度の一部を見直そうとするものでございます。

主な制度の見直しといたしましては、既に市内に工場等を設置している企業の振興を図るため、工場等の移転を行った際の奨励措置の対象及び補助率を工場等の新設及び増設に係るものと同じにするとともに、奨励措置の指定要件の一部を見直すものでございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第36号については、環境経済委員会に付託と決しました。

---

#### 議案第37号防府市事業所等設置奨励条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第37号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第37号防府市事業所等設置奨励条例中改正について御説明申し上げます。

本条例は、中心市街地の活性化と雇用の促進を図ることを目的に、平成13年4月に制定され、その後、対象地域を中心市街地から商業地域へ拡大するなどの改正を行い、事業所等の設置及び新規雇用の奨励措置を実施してまいりましたが、本年度末をもってその効力を失うこととなります。

本案は、商業地域において、今後も引き続き事業所等の新設や設備投資を活発化させ、産業の振興や雇用の促進を図るため、本条例の期限をさらに5年間延長しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第37号については、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第38号防府市建築審査会条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第38号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第38号防府市建築審査会条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の

整備に関する法律」、いわゆる第五次地方分権一括法の公布による建築基準法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

改正の内容でございますが、建築基準法の改正に伴い、これまで法律で定められておりました建築審査会の委員の任期の基準に関する規定が改正され、今後は、国土交通省令で定める基準を参酌して、市の条例で定めることとされましたので、省令において示された参酌すべき基準を本市においてもその基準とすることとし、省令と同様の規定を条例に設けるものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第38号については、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第39号防府市奨学資金貸付条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第39号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第39号防府市奨学資金貸付条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、防府市奨学資金のうち、定住促進奨学金の返還の特例に関する規定について所要の改正をしようとするものでございます。

内容につきましては、定住促進奨学金の貸し付けが終了した者が、卒業後継続して市内に生活の本拠を有し、かつ、引き続き市内に3年以上定住する意思がある場合に、3年を限度として定住促進奨学金の返還を猶予することができることとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 今回の条例改正は、いわゆる定住奨学金について、市内に戻ってくるということを前提に返さなくてもいいという非常に魅力あるものにする奨学金だと思うんですが、こういうふうな条例改正する際に、他の奨学金とのバランスと申しますか均衡と申しますか、そういうものをあわせて考慮すべきではなかったかと思えます。

と言いますのは、市の奨学金を受ければというより、まず日本学生支援機構ですね——旧日本育英会とっておりましたが、日本学生支援機構あるいは山口県ひとづくり財団、こういったところが奨学金制度を持っておりますが、これはいずれも、他の奨学金とあわせて受ける形ではないわけでありまして。防府市の奨学金も、この県のひとづくり財団とか日本学生支援機構からの奨学金を受ける人は受けられないということになっております。

山口県ひとづくり財団でいけば、大学生について見ますと、国公立で4万3,000円、私立では5万2,000円であります。

日本学生支援機構は、これは第1種と第2種というのがありますが、第1種というのは無利息の分ですが、国公立で自宅を通う場合には3万円、または4万5,000円、自宅外を通う場合は3万円、または5万1,000円、私立の場合には自宅であれば3万円または5万4,000円、自宅外であれば3万円、または6万4,000円、これはいわゆる第1種の無利息であります。

第2種の利息を取るというものもありますが、これは3万円、5万円、8万円、10万円、12万円と、最高12万円までの奨学金が受けられると。なおかつ医学部であるとか、そういう場合にはさらにプラス加算されるということがございます。

そうやって金額を見ますと、防府市は3万円プラス、この定住で1万円合わせて4万円ということで、他の奨学金と比べると、日本学生支援機構は3万円がありますが、2つ好きなほうを選択できると。そういう形で今の3万円にプラス1万円という形ではなくて、これを合わせて1万5,000円とするような考え方も、そうすれば山口県ひとづくり財団のものとは比べて、私立、それから国公立と防府市の場合には分けないわけですから、余り遜色のないものになったと思うんですが、この金額の点については検討されなかったのでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（末吉 正幸君） 検討ですが、一応これ財政面もありますので、それから定住ということですので、総合政策部と教育委員会でいろいろと協議をしております。その中で、今この奨学金の基金というのは定額で持っております。金額を未来永劫この原

資を守るためにどうしたらいいかということでもいろいろ考えまして、より多くの、今20人を募集対象としておりますが、20人の方全員が手を挙げられた場合には、その原資がなくならないように制度運営するにはどうしたらいいかということを考えまして、今の金額はそのままで定住部分を支援していこうというふうに考えました。

なお、防府市の奨学金は無利子でございますので、そのあたりはかなり国、県の奨学金に比べては有利な部分もあるんじゃないかと。それから所得制限とか、そういった認定部分についてもかなりハードル低くしておりますので、そのあたりでセーフティーネット的な役割が果たせればというふうに考えております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） これは決算審査で指摘したこともあるんですけども、この奨学金の基金ですけれども、言ってみれば動いてない基金、お金が残ってるわけですね。先ほど20人と言われましたが、20人目いっぱい来るような形ではなくて、基金がそのまま動かないで残ってる部分が、これは決算の基金の説明の書類を見れば明らかなんですけど、そういうことでこれまでに私、決算審査のときに、この奨学金の金額を増やすべきではないかと、こういう意見申し上げたこともあります。

今度1万円が返さなくてもいいという形になると、この基金が目減りをするという形に——定住された場合にはなりませんので、それについては一般財源で補填をしなければならないということになるかもしれませんが、その辺については今後の事業の実施の経過の中で、今後さらに検討していただいて、そうしないと市の奨学金が魅力あるものにならない。したがって、定住にも結びつかないという形になりゃせんかと、こういうことが危惧されます。

それから、もう一つですが、ここであわせて定住しなかった場合、その場合には年3%という形で利息を払うと、この定住部分についてはですね。基本の部分については無利息ですが、この定住部分について、定住しなければ年3%の利息を払うということになっております。

県のひとつづくり財団は無利息ですから比較になりませんが、日本学生支援機構の第2種の場合のいわゆる利息がつく分ではありますが、これは利率が固定方式と見直し方式という形がありまして、固定方式は返した段階で、その段階で固定方式と見直し方式が、選択するようですが、固定方式は返し終わるまで一定の利率です。見直し方式はある程度の年数ごとに、その当時の金利だとかそういうものを見て金利を見直すという方式になっております。この固定方式の昨年度、月によって奨学金をもらう最後の月が普通は3月なんで



すが、変わるケースもあるということで月によって変動しておりますが、昨年度で0.49から0.69%です、固定方式で。見直し方式は、0.10から0.20%です。

それに比べると、防府市の3%というのは、これは日本学生支援機構が定めておる上限、一番高い数字の3%ということですが、現状の3%は少し高過ぎるのではないかと、日本学生支援機構の利率と比べて。この辺の検討はされなかったのかということについてお伺いしたいと思います。

ちなみに、国の教育ローンでも、日本政策金融公庫ですが2.05%、母子父子世帯、低所得者に対しては1.65%というふうになっておりますので、3%というのもこの際見直すべきではなかったかと思うんですが、この辺いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（末吉 正幸君） お答えします。

議員御紹介のとおり日本学生支援機構の奨学金ではそのように定められておりますが、先ほど申しましたが、本市の一般奨学金は無利子というのが原則でございますので、利子という概念は存在しません。

それから、上乘せとなる定住促進奨学金では、いわゆる防府市に定住することを見込んで借り受けたけど、定住しなかった、できなかった場合のいわゆる返還の特例ということで3%、これは市場金利に連動した利率というものじゃなくて、いわゆる約束違反といえますか、民法上にそういうものありますけど、そういった意味での3%を払うと。

これが3%が高いか安いかわからない問題なんですけど、これも実は内部で検討しましたが、逆にこの3%が0.1とか2とかなったら定住する意味がないというか、定住を借りて定住しなくてもわずかな利息で済むので、定住促進に当たらないのではないかと内部の検討をいたしまして、現実の問題、ここ直近4年間で言いますと、これを借りられた方の約9割以上の方が防府市内に定住しているという、この傾向を見ますと、まずは今回さらなる制度改正いたしましたけど、この状態でしばらく動向を注視したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） いいですか。ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第39号については、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第40号防府市図書館設置及び管理条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第40号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第40号防府市図書館設置及び管理条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、図書館法第14条第1項の規定に基づき図書館協議会を設置するため、同法第16条の規定により、図書館協議会の設置、委員の構成、任期等について、条例に規定しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。山本議員。

○14番（山本 久江君） 今回図書館協議会の設置ということで、これは御説明ありましたように、図書館法の第14条の規定、図書館協議会を置くことができるという、できる規定なんですけれども、このたび条例を制定していこうということで、歓迎すべきものだというふうに感じております。

4月から指定管理者制度が導入されまして、図書館協議会の役割というのは大変重要なものになってくるのではないのかというふうに思いますけれども、この協議会の改めて役割について、新年度からのこの位置づけ、この点について改めてお伺いをしたいと思えます。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（末吉 正幸君） お答えいたします。

実は、この指定管理者制度導入に向けまして、図書館サービス振興基本計画というものを今つくっておるわけなんですけど、ほぼ策定が完成しておりますが、これに従いまして、この計画に基づく施策あるいは取り組み状況、こういったものを図書館協議会の中で点検評価をしていこうかというふうに考えております。それで皆様の御意見を聞きながら、効

果的、効率的な図書館の運営というものを図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○14番（山本 久江君） 第10条の2、協議会はどんな方がということで、1、2、3、4と書いてございますけれども、特徴的なこと、2の家庭教育の向上に資する活動を行うもの。これはたしか平成20年の6月図書館法の改正で、学識等委員の選考範疇に「家庭教育に資するもの」が加わったということ踏まえて、こういう内容が盛り込まれたものと解釈しております。

質問は4です、公募の手続により決定したもの、これは公募の方は大体何名ぐらいを予定されているのか。そして、公募は市民というふうに理解しているのかどうか。それから、これは協議会委員全体の話になりますが、女性の委員の割合をどのように考えておられるのか、この点で委員の中身といいますかね——ことで質問をいたします。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（末吉 正幸君） お答えします。

図書館協議会は一応10名体制というふうに想定しております。そのうち公募委員につきましては、今のところ2名程度を予定しております。

それから、女性委員の割合ですが、全庁的なルールで3割以上というのがございますけど、実際のところ今、子ども読書計画等図書館にもいろいろ計画の委員さんに出ていただいておりますが、ボランティアとかそういう活動されてる方は女性が多うございまして、今のところ図書館に関する協議会委員会等は半数以上が女性というふうな状況になっておりますので、恐らくそのような傾向になるのではないかとというふうに思っております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○14番（山本 久江君） 公募については——よろしく申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（末吉 正幸君） 失礼します。

公募に関しましては、広く市民の方を募集したいというふうに考えております。市外でも、そのあたりはちょっと住所要件という、市内で例えば防府市内でいろいろ活動されている方、防府市内の図書館サークル、ボランティア、そういったもので活動していらっしゃる方も当然対象になるんじゃないかとというふうに考えております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○14番（山本 久江君） 条例施行は来月1日、4月1日でございますが、公募の時期あるいはこの図書館協議会の開催、大体いつごろからされる予定なのか、また年間通してどの程度協議会というものを開催される予定なのか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（末吉 正幸君） 御承知のとおり、4月からちょっと図書館の体制も変わりますので、まず体制を整えて、5月の中旬以降にはもう募集に入りたいというふうに考えております。

年間の開催予定ですが、今のところ予算では4回程度を計上しております。市によっては1回、2回というところもあるんですが、形骸化しないためにも複数回以上は開催していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） いいですか。ほかに。田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 確認の意味でちょっとお聞きをしたいんですけども、先ほど新しくつくった図書館のそういった計画をきちっとするという意味で、これをつくるといことでありましたが、この協議会が事務をどこが携わるのかということがあると思います。指定管理者の内部にこれを置くのか、あるいは指定管理者の外側において、外側から指定管理者の業務をチェックするという形になるのか、この点がこの条例だと曖昧に見えるわけです。

なぜ、さらに曖昧に見えるかということ、参考資料264ページの第14条の2項、「図書館協議会は図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに」という形で書いてあります。館長の諮問だけではなくて、図書館とともにですから館長の諮問だけではないわけでありましてけれども、図書館の行う図書館方針につき館長に対して意見を述べる機関とすると。館長に対して意見を述べるということであれば、外部から意見を述べるというふうにもなりますが、館長の諮問に応ずるとい形になると、指定管理者の中にあるようにも見えます。

そういった意味では、そこの関係を先ほど言われたような外部からの、きょう市長が施政方針演説で言われた（仮称）図書館管理室ですか、そういうものが今度新しく設置をされるということであれば、そこが事務的なものをするというようなことを、この図書館運営協議会の運営の規則か何かで明確にしておかないと、後々問題が出てくるような気がするわけですが。

そうしないと、「館長の諮問に応じる」という形に書いてあれば、それは指定管理者の

内部にあるように思えるし、この辺について、規則で明確に私はすべきだと思うんですが、そういう考え方があるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（末吉 正幸君） お答えします。

これは文科省の見解ということで、図書館設置及び運営上の望ましい基準活用の手引というのが、2014年の1月に出ておりました、当該この今議論しております図書館協議会は、教育委員会の附属機関であると。既に指定管理者等により運営されてる図書館については、教育委員会の責任で図書館協議会に諮問云々というような文面がございますので、私どもとしましては、この事務会議の招集等は、（仮称）図書館管理室が行うというふうに考えております。

ただし、連携が必要でございますので、指定管理者となった図書館の館長も一緒に同席いたしまして、いろいろ事業説明とか実績報告、そういった委員の意見交換というところには加わっていきたいというふうに考えております。それを今想定してます。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） よろしいですか。田中健次議員。

○20番（田中 健次君） ただ、もう一つは、図書館協議会ということがありますが、図書館協議会の運営については、これは何らかの規則、規則でなければ要綱で決めないと、協議会そのものをどういうふうな形で進めるのかということがわかりません。そういった意味の規則だとか要綱をつくる考え方はないのか。その中で、先ほど私が言ったような点について、改めて書き込むことも可能ではないかと思うんですが。

この運営方法について、会議を誰が主催するだとか、当然そういったことが必要なわけですし、協議会がどういう条件で成立するのか、そういったものがなければならぬと思うんで、少なくとも要綱はつくらないと困ると思うんですけれども、できればやはり規則で対応すべきだと思うんですが、そういうものをつくる考え、規則ないし要綱をつくる考えはないのか。

その中に、そういった文科省の示された見解に基づいて、図書館協議会の位置づけを明確にするということが必要だろうと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（末吉 正幸君） お答えします。

規則になるか要綱になるかちょっとわかりませんが、何がしかの成文的なものが必要ではないかという御指摘でございます。一応今それを検討していきたいというふうに考えてます。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） いいですか。ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第40号については、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第41号防府市火災予防条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第41号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第41号防府市火災予防条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の内容につきましては、同省令の施行後、10年以上が経過し、当初想定していなかった設備及び器具が流通してきたことから、それらへの対応を図るため、同省令の当該設備及び器具に係る離隔距離に関する規定が整備されましたので、本市の火災予防条例もこれに準じて、所要の改正を行うものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第41号については、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第42号平成28年度防府市一般会計予算

○議長（安藤 二郎君） 議案第42号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 中村 隆君 登壇〕

○副市長（中村 隆君） 議案第42号平成28年度防府市一般会計予算につきまして御説明申し上げます。

新年度予算の編成方針及び重点施策におきましては、市長がさきに施政方針で申し上げておりますが、予算は、それらを具現化したものでございます。

編成作業に際しましては、安全・安心なまちづくりを基本方針といたしまして、最重要施策であります「環境・教育・観光・高齢障害者福祉・子育て支援・活性化・防災」に加えまして、本年度が「防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実質的なスタートの年であることを踏まえまして、人口減少対策と地域創生に係る諸施策につきまして、早急かつ積極的に推進する予算といたしまして、編成をいたしております。

それでは、予算の内容につきまして、お手元の予算書及び予算事項別明細書並びに別冊の予算参考資料に基づきまして御説明申し上げます。

予算書の7ページをお願いいたします。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を417億4,500万円といたしております。この額は、前年度当初予算と比較いたしますと金額で6億6,000万円、率にいたしまして1.6%の増となっております。

第2条の継続費につきましては、14ページの第2表にお示しをいたしておりますように、都市計画マスタープラン更新業務を計上いたしております。

第3条の債務負担行為につきましては、15ページの第3表にお示しをいたしておりますように、会議録検索システム運用業務委託ほか7件の債務負担行為を計上いたしております。

ます。

第4条の地方債につきましては、16ページから17ページまでの第4表にお示しをいたしておりますように、総額39億1,170万円を限度といたしまして地方債を起すことといたしております。

第5条の一時借入金につきましては、年間の資金繰りなどを勘案いたしまして借入金の限度額を前年度と同額の80億円といたしております。

第6条におきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定によります歳出予算の流用につきまして、定めております。

それでは、予算の内容につきまして、別冊の予算参考資料で御説明を申し上げます。

まず、2ページの歳入予算総括表でございますが、一般会計の歳入のうち、主なものにつきまして御説明を申し上げます。

自主財源の根幹をなします(1款)市税につきましては、所得の増加によります個人市民税の増額を見込む一方で、地価の下落等によります固定資産税の減額によりまして、前年度比0.1%の減といたしております。

次に、(6款)地方消費税交付金につきましては、前年の実績等を勘案いたしまして、前年度比12.8%の増といたしております。

次に、(11款)地方交付税につきましては、普通交付税が減少する見込みでありますので、前年度比2.7%の減といたしております。

次に、(15款)国庫支出金及び(16款)県支出金につきましては、各事業におきまして、いずれも内示見込み等により計上をいたしております。

次に、(19款)繰入金につきましては、財源調整を行うため財政調整基金18億7,000万円を含みます繰入れ等を計上いたしております。

最後に、(22款)市債につきましては、学校施設の耐震化事業に係る教育債及び臨時財政対策債の減等によりまして、前年度比9.2%の減といたしております。

次に、3ページの歳出予算総括表でございますが、構成比では、(3款)民生費が40.3%と最も多く、次いで、(2款)総務費、(10款)教育費、(8款)土木費、(12款)公債費の順となっております。

それでは、歳出のうち主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、(2款)総務費につきましては、前年度比6.0%の増となっておりますが、山頭火ふるさと館整備事業及び公会堂管理事業の増額が主な要因でございます。

次に、(3款)民生費につきましては、前年度比3.6%の増となっておりますが、年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業の増額が主な要因でございます。



次に、（７款）商工費につきましては、前年度比１３．４％の減となっておりますが、大河ドラマ誘客おもてなし事業の減額が主な要因でございます。

次に、（８款）土木費につきましては、前年度比１５．９％の増となっておりますが、都市再生整備計画事業の増額が主な要因でございます。

次に、（９款）消防費につきましては、前年度比２２．６％の減となっておりますが、高機能消防指令センター総合整備事業の減額が主な要因でございます。

最後に、（１０款）教育費につきましては、前年度比４．５％の減となっておりますが、西浦小学校改築事業や中関小学校改築事業などの増額要因がある一方で、右田小学校改築事業や小中学校施設耐震化事業の減額が主な要因でございます。

次に、４ページから５ページまでの歳出性質別内訳表は、平成２４年度から平成２８年度までの５年間の経費を性質別に分類をいたしております。その主なものを、右端の前年度との比較欄にて御説明を申し上げます。

まず、１の人件費につきましては、前年度比４．８％の減となっております。職員退職手当の減額が主な要因でございます。

次に、５の補助費等につきましては、前年度比１０．０％の増となっておりますが、年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業の増額が主な要因でございます。

次に、６の普通建設事業費につきましては、前年度比８．６％の増となっておりますが、都市再生整備計画事業の増額が主な要因でございます。

次に、１２の繰出金につきましては、前年度比３．７％の増となっておりますが、国民健康保険事業特別会計繰出金の増が主な要因でございます。

以上、主なものにつきまして御説明を申し上げますが、このうち１の人件費、４の扶助費及び８の公債費を合わせました、いわゆる義務的経費は約２０６億６，０００万円でございます。前年度比１．３％の減、金額では約２億７，０００万円の減となっております。

次に、８ページからの歳入歳出予算の概要につきまして御説明を申し上げます。

歳入予算につきましては、先ほど大筋を御説明申し上げましたので、ここでは、それ以外の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、８ページの（１款）市税のうち市民税でございますが、個人市民税につきまして、景気の回復によります所得の増などを勘案いたしまして、前年度比１．９％の増で計上をいたすとともに、法人市民税につきましては、平成２７年度の法人税率改正によります影響等を勘案いたしまして、前年度比２．１％の減で計上をいたしております。

次に、固定資産税でございますが、土地につきましては地価の下落を、家屋につきまし

ては新增築、解体に伴う増減分を、償却資産につきましては設備投資の動向等を勘案いたしまして、前年度比1.2%の減で計上をいたしております。

次に、12ページの(15款)国庫支出金につきましては、内示見込み等により計上をいたしておりますが、社会資本整備総合交付金の増額等によりまして、前年度比5.9%増で計上いたしております。

また、(16款)県支出金につきましても、内示見込み等により計上をいたしておりますが、子どものための教育・保育給付費負担金の増額等によりまして、前年度比5.0%増で計上いたしております。

次に、13ページの(22款)市債につきましては、各適債事業に対しまして市債を計上いたしております。

続きまして、歳出予算につきまして、28ページから事業ごとに御説明を申し上げます。ここでは、予算書の事項別明細書の順に事業の内容を掲載いたしまして、各事業の2段目もしくは4段目に予算書の該当ページを記載いたしております。

また、事業は新規・拡充・継続の3種類に分類をいたしておりますが、例年実施いたしております事業等につきましては省略させていただきまして、主な新規事業と拡充事業につきまして御説明を申し上げます。

まず、30ページから107ページまでの(2款)総務費でございますが、31ページ下段の総務課管理経費につきましては、市制施行80周年記念事業の実施に係る経費を計上いたしております。

次に、35ページ下段の防災倉庫・避難所等整備事業につきましては、津波や浸水への啓発を図るため、海拔等表示看板の設置に係る経費を計上いたしております。

41ページ上段の公共施設マネジメント事業につきましては、公共施設の長寿命化に向けての基本的な考え方と取り組みをまとめました「保全計画」及びインフラを含む公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための「公共施設等総合管理計画」の策定に係る経費を計上いたしております。

次に、47ページ下段の広報業務につきましては、市制施行80周年に際しまして、市勢要覧の制作に係る経費を計上いたしております。

次に、57ページのUJIターン促進事業につきましては、本市への幅広い世代の移住を促進するため、本市の魅力の発信及び移住検討者への支援に係る経費を計上いたしております。

次に、68ページの離島振興事業につきましては、野島の住民の生活を支援するために、野島で移動販売事業を実施される事業者に対しまして移動販売車両の貨物運賃等の助成に係

る経費を計上いたしております。

次に、69ページの自治会防犯灯整備事業につきましては、これまで設置が進まなかった場所への防犯灯設置を促進するために、人家の少ない通学路等の特定の場所に設置されます防犯灯に対します助成に係る経費を計上いたしております。

次に、79ページの山頭火ふるさと館整備事業につきましては、山頭火ふるさと館の建設工事及び展示物作成業務を行いますとともに、市民意識の高揚を図る取り組みといたしまして、山頭火書道展の開催や土曜授業への講師の派遣等に係る経費を計上いたしております。

次に、80ページ上段の公会堂管理事業につきましては、公会堂の耐震改修に向けまして、公会堂耐震補強等改修設計業務の委託に係る経費を計上いたしております。

次に、88ページのサッカーグラウンド建設事業につきましては、人工芝多目的グラウンド整備のため基本設計及び実施設計に係る経費を計上いたしております。

次に、108ページから173ページまでの(3款)民生費でございますが、116ページの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業につきましては、高齢者世帯の年金も含まれました所得全体の底上げを図り、個人消費を喚起するためにも、低所得の高齢者等を対象といたしました年金生活者等臨時福祉給付金の支給に係る経費を計上いたしております。

次に、119ページの犯罪被害者等支援事業につきましては、犯罪被害者支援に対します市民への周知・啓発のため、市内の小中学校におきまして講演会と命のメッセージ展の開催に係る経費を計上いたしております。

次に、132ページの高齢者外出支援事業につきましては、高齢者の外出を一層促進するため、助成要件を緩和して実施いたしますバス・タクシーの運賃の一部助成に係る経費を計上いたしております。

次に、141ページ上段の福祉タクシー助成事業につきましては、重度障害者の日常生活におきます利便性の向上と社会参加の一層の促進を図るために、助成要件を緩和して実施いたしますタクシー利用料金の一部助成に係る経費を計上いたしております。

次に、150ページの子育て支援課管理経費につきましては、子育て支援のさまざまな情報をわかりやすく探しやすいメニュー体系で提供する子育て応援サイトの開設に係る経費等を計上いたしております。

次に、151ページの婚活支援事業につきましては、結婚を望む男女に出会いと交流の場を提供いたしますため、規模の大きい婚活イベントの実施への助成に係る経費を計上させております。

次に、162ページの子育て支援課管理経費につきましては、第3子以降の子ど

もの出生時や小中学校入学年齢時におきまして、市内共通商品券を贈呈することによりまして、多子世帯の子育てを応援するための経費を計上いたしております。

次に、168ページ下段の留守家庭児童学級運営事業、169ページ上段の牟礼留守家庭児童学級建設事業及び170ページの留守家庭児童クラブ事業につきましては、保護者の就労形態の多様化に対応し、保育環境の充実を図るために開設時間を午後6時半まで延長するとともに、留守家庭児童の増加に対応するため、佐波留守家庭児童学級の1学級増設と牟礼留守家庭児童学級の1学級新設に係る経費等を計上いたしております。

次に、174ページから208ページまでの(4款)衛生費でございますが、183ページのいのちの誕生支援事業につきましては、高額な費用がかかります不妊治療に対しまして、従来の助成に加えまして市単独の上乗せ助成に係る経費を計上いたしております。

196ページのがん検診事業につきましては、中高年の男性が注意すべき病気の一つでございます前立腺がんの早期発見、早期治療を図るため、新たに実施いたします前立腺がん検診に係る経費等を計上いたしております。

次に、202ページのごみ収集運搬業務につきましては、集積場所までのごみ出しが困難となられました高齢者や障害者の皆様を支援いたすために、新たに個別収集を実施する経費等を計上いたしております。

次に、209ページから212ページまでの(5款)労働費でございますが、210ページの雇用安定事業につきましては、若者の地元企業への理解を深め、地元定着の促進を図るために、高校生を対象とした地元企業情報検索サイトの活用によります地元企業の魅力や特徴の発信及びキャリア教育イベントの開催に係る経費等を計上いたしております。

次に、213ページから265ページまでの(6款)農林水産業費でございますが、246ページのため池等整備事業につきましては、老朽化したため池の排水機能の改善及び地域防災上のリスクを除去するために、上洗川地区堤体改修工事の実施計画に係る県事業負担金及び機能を有していないため池を廃止するための測量設計等に係る経費を計上いたしております。

次に、258ページの水産総合交流施設管理運営事業につきましては、潮彩市場防府が道の駅の登録を受けたことによりまして、地域情報、観光情報の提供及び道路利用者の利便性の向上に関する業務を指定管理者の業務に加えまして、「道の駅 潮彩市場防府」を中心といたします地域活性化を図るための経費等を計上いたしております。

次に、264ページの漁港環境整備事業につきましては、漁業集落の生活環境の向上を図るため、野島漁港のトイレの設置及び瀬戸内海国立公園の案内看板の設置に係る経費を計上いたしております。

次に、２６６ページから２８０ページまでの（７款）商工費でございますが、２６７ページの企業誘致推進事業につきましては、本市産業にとりまして重要な輸送基盤であります鉄道貨物輸送機能の維持・強化を図るために、防府貨物オフレールステーションを利用し、鉄道コンテナ貨物輸送を行う事業者に対します助成に係る経費を計上いたしております。

次に、２６８ページの中小企業育成事業につきましては、創業希望者や創業者を対象に、事業安定期までのきめ細やかな支援を行うインキュベーションプログラムの実施等に係る経費を計上いたしております。

次に、２７０ページ上段の中心市街地活性化事業につきましては、ＩＴ企業等を誘致し、若者を中心といたしました人材の定着・還流・移住を促進するため、防府地域振興株式会社が実施いたしますインターネットクラウド環境の構築及びサテライトオフィスの誘致プロモーションに対します助成に係る経費等を計上いたしております。

次に、２７８ページ下段の観光まちづくりプラットフォーム整備事業につきましては、本市の観光にかかわる事柄を総合的にコーディネートいたします観光まちづくりプラットフォームの構築に向けまして、マンパワーの拡充や関係者の研修、誘客宣伝事業等に係る経費を計上いたしております。

次に、２７９ページの明治維新１５０年事業につきましては、幕末・明治維新のころの史跡が多く残っております本市の魅力を広く発信するために、新たに行政機関や民間団体で構成いたします「（仮称）防府市明治維新１５０年推進協議会」が行います情報発信の強化や企画展等の開催に係る経費を計上いたしております。

次に、２８０ページの観光地魅力創造事業につきましては、観光資源の掘り起こしや磨き上げと積極的な観光情報の発信によりまして、国内外からの観光客の誘客につなげるとともに、外国人を含めた観光客の受け入れ態勢を充実するため、おもてなし講習会やワークショップの開催に係ります経費を計上いたしております。

次に、２８１ページから３２７ページまでの（８款）土木費でございますが、２８８ページの道路付属物維持管理事業につきましては、設置後２０年以上が経過し老朽化が進んでおります防府駅周辺の道路照明灯の補修工事に係る経費を計上いたしております。

次に、３１２ページの都市計画課管理経費につきましては、人口減少、超高齢社会という課題に対応するために、拡大を基調とした都市構造からの転換を図り、持続可能な都市経営が可能となりますよう本市の都市計画の基本的な指針となります都市計画マスタープランの見直しに係る経費を計上いたしております。

次に、３２６ページ下段の三世代同居支援事業につきましては、世代間で互いに支え合いながら生活する多世代家族の形成を促進し、家庭内教育の向上、子育て支援、高齢者の

孤立防止のため、また、地域の活性化にもつながりますよう、三世同居のための住宅の新築や購入、増改築に要する費用の一部助成に係る経費を計上いたしております。

次に、328ページから338ページまでの(9款)消防費でございますが、333ページの市制施行80周年記念消防関連事業につきましては、市民の皆様のより一層の消防防災意識の普及促進を図るために、市制施行80周年を記念いたしました消防防災イベントの開催に係る経費を計上いたしております。

次に、337ページ上段の消防車両等整備事業につきましては、老朽化いたしました消防ポンプ車の更新及び災害対応特殊救急自動車の配備に係る経費を計上いたしております。

次に、339ページから411ページまでの(10款)教育費でございますが、354ページの研究指定校事業・教育研究プロジェクト事業につきましては、向島小学校の複式学級におきまして、児童の発達段階に応じました学習環境を整え、指導の充実を図るために、補助教員の配置に係る経費を計上いたしております。

次に、365ページの学びのイノベーション推進事業につきましては、小規模校であります富海小中学校及び向島小学校におきまして、児童・生徒の主体的な学びを充実させるために山口大学と共同で行いますICT機器、これはタブレット端末でございますが——の有効性の研究・検証に係る経費を計上いたしております。

次に、368ページ上段の小中学校施設整備事業及び377ページ上段の中中学校施設整備事業におきましては、老朽化いたしました学校施設につきまして、計画的な長寿命化改修を進めるために施設の老朽化等の状況を調査し、中長期的な整備計画の策定に係る経費を計上いたしております。

次に、384ページの人材養成・活用事業につきましては、地域全体で子どものさまざまな学習・体験活動に取り組む環境づくりを図るために、(仮称)幸せます人材バンクの構築及び指導者バンク登録者の派遣の充実に係る経費等を計上いたしております。

次に、388ページの文化財保護管理事業につきましては、市制施行80周年を迎え、改めて郷土の歴史・文化を学ぶことによりまして、郷土への愛着心や関心を高めるため、防府市歴史文化財読本の発刊に係る経費等を計上いたしております。

次に、396ページの学校・家庭・地域の連携推進事業につきましては、現在12カ所に設置いたしております放課後子ども教室を本年度は2カ所新設するとともに、学校支援ボランティアのコーディネートを行うため、地域教育ネットに統括コーディネーターを配置する経費等を計上いたしております。

次に、400ページの文化福社会館管理業務につきましては、文化福社会館の移転や改修等の方向性について検討するため、耐震補強計画の策定に係る経費を計上いたしており

ます。

次に、404ページの図書館運営事業につきましては、指定管理者制度を導入いたしますとともに、図書館のサービス向上について点検・評価するため設置いたします「防府市図書館協議会」の開催に係ります経費等を計上いたしております。

次に、406ページの学校保健事業につきましては、市内小中学校の学校保健安全体制の構築を図るため、学校からの要請に応じ各校を訪問し、指導助言を行います学校保健安全指導員の配置に係る経費を計上いたしております。

以上、平成28年度防府市一般会計予算の概要及び主な新規、拡充事業等について、御説明申し上げました。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） これより質疑に入ります。まず、歳出の（1款）議会費、（2款）総務費、（3款）民生費、（4款）衛生費についての質疑を求めます。事項別明細書のページで申し上げますと、142ページから293ページまででございます。よろしく申し上げます。松村議員。

○7番（松村 学君） それでは、予算参考資料の8ページのほうで質問させていただきます。

市民税につきまして先ほど御説明がありまして、個人市民税につきましては、景気の回復により1.9%の増、そして法人市民税におきましては、法人税率の改定によりまして2.1%減ということでございますが、先ほど3月補正におきまして法人市民税が大幅に増、全体で76億3,000万円ということで、28年度前年比に比べると0.9%増となっておりますが、実際の数字を当てはめると0.3%減ということになります。これだけでももう市民税の伸びが増減ということで、イメージ的にも大分違ってくると思うんですけども。大分ちょっと試算が辛いんじゃないかなというふうにお見受けいたしますが、その辺についての御見解。

そして、恐らく、私としては今から消費税増の話もありますし、駆け込みの消費とか来年あたりあるんじゃないかと、そうなるとこの数字が大きく変わってくると。余って、また基金に積み立てたりというような話もあるかもしれませんが、ここをぜひ、先ほど私も討論させていただきましたけども、出納状況見て、例えば9月ぐらいに大体わかると思うんですが、そのときに出納状況がよかったら、ぜひ住民サービス、要望が多数出ておりますので、そちらのほうの補正も御検討いただきたいということを考えておりますが。

以上の2点ほど質問いたします。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） ただいま松村議員のほうから御質問いただきました、

まず市民税の法人税の見込みの点につきまして、ちょっと御答弁させていただきます。

御説明させていただきましたように、法人税の制度の改正もありますが、私ども法人税につきまして、市内に関係する主要法人に対しまして、新年度、会計年度翌年度の成長と申しますか決算見込みと申しますか、事業所ごとのそういった見込みをアンケートを行っております。それに基づいて私ども法人税の歳入見込みを立てておるわけでございますが。

これは例年のことではございますが、やはり企業さんといましては、余りどんどんよくなるよというようなアンケート結果を出していただけたところがなかなかないということで、割と厳しい見方を、もしくは景気が悪くなったときのこととも考えられながら、私どものほうにアンケートを回答していただけるものなんで、私どももそれを参考にして予算を計上しておりますので、どうしても辛めな見込みになってしまうというところは、毎年のことになってしまうというところでございます。

実際の決算、企業の決算を打ちますと、やはりいい企業さんもいらっしゃいますので、どうしても上がってしまうということにはなりますが、予算を立てる上では、どうしてもこういう形にならざるを得ないというところがございまして、御理解のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 実質収支に伴います住民要望の補正のことと申しますけれども、28年度当初予算で18億7,000万円、前年度で利子3,000万円、財政調整基金の繰り入れ等が増えております。

ですから、実際の実質収支を見てみないとどうとも言えませんけれども、その時点で判断をさせていただきたいということでございます。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○7番（松村 学君） 今、企業のアンケートに基づいて、出納状況というような数字を上げたということですが、去年も大幅に上がってますから、12月でぼんと増えて、また3月ぼんと増える、私もこれ夢にも思いませんでしたけど、そういうこともありますので、もう少しこういうほかの市町村の状況とか、県の状況とかもしっかり判断材料入れながら組んでいただけたらなど。特に防府市は企業城下町でありまして、企業の趨勢によりまして税収は全然変わっていきます。

ですから、その辺のところは、しっかりまた読んでいただきたいということと、今また実質収支を見て考えたいということで、今18億円の財調の取り崩しがありますが、私は



これは半分ぐらいにおさまるんかなと。もう大体例年そういう形で進んできているので、私はこの18億円を取り崩すことはないんかなと思ってますが、当局に対してはそういうお考えでしょうから、今度前向きにぜひ御判断して、善処していただきたいというふうに思います。

それと、最後ですが、サッカーグラウンドが88ページございます。基本実施設計費ということで、350万円上がっております。実はこれ議会にも1回御説明がありました。どうやら野球場とサッカー場の併用型のような形で御説明がありましたけども、これはサッカーグラウンド検討協議会ですか、建設検討協議会のほうで、案がまとまったように聞いておりますけども。例えば学校のコーチとか監督、またサッカーの指導者、実際やられてるプレーヤーの方とか、そういった方々の意見というのは、どのように酌まれているのか、アンケート調査などもやられたのか。

私どもには一応サッカーの今の建設検討協議会の意見書と、この前当局から御説明が1回あっただけでありまして、これでいきなり基本実施設計が今上がってきておる状態です。私らとしては、これで本当によいのかというのが、まだちょっとはてなの状況でございまして、いいとも悪いとも言えない状況でありまして、特に前回の勉強会の際に、サッカーの大会、野球の大会でどれぐらいのグレードのグラウンドがいるのかとか、こういった資料をぜひ出していただいて判断材料にしたいということをお申し述べたところでございます。

あれからそういった資料もございませんし、いずれやられるんだろうと思いますが、そういうものがない限り、またこういった基本実施設計の予算を認めてくれというのもどうなんかなというように思いがいたすんですが、当局のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 御質問にお答えいたします。

サッカーグラウンドの建設検討会議の中には、当然サッカー協会の会の方も入っていただいておりますし、指導者の方も入って、一般市民の公募委員さんも入って検討していただいております。

これサッカーグラウンド建設事業ということで、事業名、当初からこういう事業名にしておりますけども、事業の内容といたしましては、あくまでも人口芝を張った多目的グラウンドの整備ということで考えております。

それとあわせて、どのような事業規模ということにつきましては、この実施設計の中で基本設計をやってもらいますので、もしもこういう施設をつければ、これぐらいの事

業費になりますよと、こういうふうなグレードにすればこうなりますよというのを、あらかじめ概算を出さないと、また議員の皆様方も市民の方々もいろいろ判断できないと思いますので、そういうふうな事業費を出した形で、前へ進めていきたいというふうに今考えております。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○7番（松村 学君） 委員の意見の中で、向島運動公園というような話もあったやに聞いております。ですから、これにつきましては1カ所のみじゃなくて、向島のほうもぜひ、そういった数字を出してといったことはできないのかなと思っているんですけど、そういうのは考えられてませんか。

そうすると、どっちがいいのかというのがわかると思うんですけどね。そういうのは可能なんでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 検討会議のほうでも向島、検討させていただきました。そのときに向島のほうがネックになりましたのが、夜間照明がついてません。夜間照明をつけるということになりますと、かなりの事業費になります。南側のグラウンドにつきましては、もう照明設備がありますので、夜間でも利用できるということで、そちらのほうの利便性が高いというふうに判断した次第でございます。

ですから、多分向島ということで整備すれば、同じグレードで整備すれば夜間照明の部分が、かなり事業費が増えるというふうに認識しております。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○7番（松村 学君） 夜間照明がそんなにお金がかかるようなものなんじゃないかな。よくわかりませんが、そんなに何億円もかかるようなものじゃないんじゃないかなというふうにお見受けいたしますが。

私の周りのサッカーの指導者とか、そういった方々の意見を聞くと、やはり分けてやりたいというのが結構意見が多いです。だから、上のほうでそういう形で決められたというような感じでちょっと言われたこともあったので、ぜひこれはまた委員会で、しっかりもんでいただいて、その間にいろんな資料を出していただいていて、また私らも判断したいというふうに思います。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） それでは、以上で1款から4款までの質疑を打ち切らせていた

だきます。

次は、（５款）労働費、（６款）農林水産業費、（７款）商工費、（８款）土木費についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 以上で、５款から８款までの質疑を打ち切らせていただきます。

次は、（９款）消防費、（１０款）教育費、（１１款）災害復旧費、（１２款）公債費、（１３款）諸支出金、（１４款）予備費についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） それでは、以上で９款から１４款までの質疑を打ち切らせていただきます。

次は、歳入全般、第２条継続費、第３条債務負担行為、第４条地方債、第５条一時借入金、第６条歳出予算の流用、以上に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第４２号については、予算委員会に付託と決しました。

---

議案第４３号平成２８年度防府市競輪事業特別会計予算

議案第４４号平成２８年度防府市国民健康保険事業特別会計予算

議案第４５号平成２８年度防府市索道事業特別会計予算

議案第４６号平成２８年度防府市と場事業特別会計予算

議案第４７号平成２８年度防府市青果市場事業特別会計予算

議案第４８号平成２８年度防府市駐車場事業特別会計予算

議案第４９号平成２８年度防府市交通災害共済事業特別会計予算

議案第５０号平成２８年度防府市介護保険事業特別会計予算

議案第５１号平成２８年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算

○議長（安藤 二郎君） 議案第４３号から議案第５１号までの９議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 中村 隆君 登壇〕

○副市長（中村 隆君） 議案第43号から議案第51号までの9議案につきまして、順を追って御説明を申し上げます。

予算書の21ページをお願いいたします。

まず、議案第43号平成28年度防府市競輪事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を130億845万5,000円といたしておりまして、前年度比11.4%の減となっております。

第2条の一時借入金につきましては、年間の資金繰りを勘案いたしまして、借入金の限度額を80億円といたしております。

予算の内容といたしましては、歳入では、22ページの車券発売金収入を125億6,400万円と見込むとともに、歳出では、開催に伴う経費を計上いたしております。競輪事業を取り巻く環境は大変厳しいものがございますが、本年11月の開設67周年記念競輪やF1競輪におきまして、場外発売場の確保に努めまして、車券発売金収入の増加によりまして、収益増を目指してまいります。

次に、27ページの議案第44号平成28年度防府市国民健康保険事業特別会計予算でございますが、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を150億974万6,000円といたしておりまして、前年度比0.7%の減となっております。

第2条の歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定によりまして、歳出予算の流用につきまして定めているものでございます。

予算の内容といたしましては、歳入では、国民健康保険料、国・県支出金、前期高齢者交付金、諸収入等を計上いたしまして、歳出では、保険給付費、後期高齢者支援金等、共同事業拠出金、諸支出金等を計上いたしております。

次に、35ページの議案第45号平成28年度防府市索道事業特別会計予算でございますが、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を6,722万円といたしておりまして、前年度比30.3%の減となっておりますが、施設の改良・改修工事費の減額が主な要因でございます。

次に、41ページの議案第46号平成28年度防府市と場事業特別会計予算でございますが、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を1,422万2,000円といたしておりまして、前年度比5.4%の減となっております。

予算の内容につきましては、前年度とほぼ同様でございます。

次に、47ページの議案第47号平成28年度防府市青果市場事業特別会計予算ござ

いますが、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を2,891万2,000円といたしております。前年度比24.8%の減となっておりますが、施設の改良・改修工事費の減額が主な要因でございます。

次に、53ページの議案第48号平成28年度防府市駐車場事業特別会計予算でございますが、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を3,099万4,000円といたしております。前年度比9.9%の増となっておりますが、平成27年度決算見込みに基づきます前年度繰越金の増額が主な要因でございます。

次に、59ページの議案第49号平成28年度防府市交通災害共済事業特別会計予算でございますが、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を1,775万5,000円といたしております。前年度比6.9%の増となっております。予算の内容につきましては、前年度とほぼ同様でございます。

次に、65ページの議案第50号平成28年度防府市介護保険事業特別会計予算でございますが、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を102億7,637万9,000円といたしております。前年度比、0.5%の増となっております。

第2条の歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定によりまして、歳出予算の流用につきまして定めているものでございます。

予算の内容といたしましては、保険事業勘定とサービス事業勘定とに区分いたしまして、歳入では、介護保険料や国・県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金、基金繰入金、サービス収入等を計上いたしまして、歳出では、総務費、保険給付費、地域支援事業費及びサービス事業費等を計上いたしております。

最後に、73ページの議案第51号平成28年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算でございますが、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を17億6,482万2,000円といたしております。前年度比1.4%の減となっております。

予算の内容といたしましては、歳入では、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金、諸収入等を計上いたしまして、歳出では、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金、諸支出金を計上いたしております。

以上、議案第43号から議案第51号までの9議案につきまして、御説明申し上げます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております9議案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託した

いと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第50号については教育厚生委員会に、議案第43号から議案第49号まで及び議案第51号の8議案については環境経済委員会にそれぞれ付託と決しました。

---

議案第52号平成28年度防府市水道事業会計予算

議案第53号平成28年度防府市工業用水道事業会計予算

議案第54号平成28年度防府市公共下水道事業会計予算

○議長（安藤 二郎君） 議案第52号から議案第54号までの3議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第52号、議案第53号及び議案第54号につきまして一括して御説明申し上げます。

まず、議案第52号平成28年度防府市水道事業会計予算につきましては、予算書5ページにお示しいたしておりますように、第2条に業務の予定量をそれぞれ定め、これらの業務の予定量を大綱として、第3条以下の予算を編成いたしているものでございます。

初めに、第3条は収益的収入予定額を22億5,204万3,000円、支出予定額を19億8,735万5,000円といたしております。

第4条では、資本的収入予定額を6億6,097万6,000円、支出予定額を17億2,572万7,000円といたしており、差し引き不足額10億6,475万1,000円を損益勘定留保資金等により補填を予定いたしております。

第5条は、建設改良事業のために借り入れる企業債の限度額及びその借入条件等を定めているものでございます。

第6条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定め、第7条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費及び交際費について、それぞれお示しいたしており、第8条は、たな卸資産の購入限度額を定めているものでございます。

以上、平成28年度の予算について、その概要を申し上げましたが、次に事業面について御説明申し上げます。

建設改良事業につきましては、引き続き第4期拡張事業を推進し、施設の整備拡充に努

める一方、老朽化した施設の改良、耐震化対策及び漏水防止対策についても積極的に取り組んでまいります。

また、「防府市水道ビジョン」に沿って、信頼性の高い水道を次世代に継承していくための施策の柱となる「安心・快適な給水の確保」、「運営基盤の強化とお客サービス向上」、「災害対策の充実」、「環境対策の強化」等を一層進めてまいります。

次に、議案第53号平成28年度防府市工業用水道事業会計予算につきましては、予算書35ページにお示ししておりますように、第2条に業務の予定量をそれぞれ定めているものでございます。

第3条は、収益的収入予定額を1億5,213万9,000円、支出予定額を1億3,285万8,000円、第4条では、資本的支出予定額を1,257万2,000円といたしております。

第5条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定め、第6条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費についてお示しいたしており、第7条は、たな卸資産の購入限度額を定めているものでございます。

本年度も施設の維持管理に万全を期し、安定供給に努める所存でございます。

最後に、議案第54号平成28年度防府市公共下水道事業会計予算につきましては、予算書57ページにお示しいたしておりますように、第2条に業務の予定量をそれぞれ定め、これらの業務の予定量を大綱として、第3条以下の予算を編成いたしているものでございます。

初めに、第3条は収益的収入予定額を29億5,592万2,000円に、支出予定額を27億5,519万円といたしております。

第4条では、資本的収入予定額を33億1,764万3,000円、支出予定額を44億1,551万9,000円と見込み、差し引き不足額10億9,787万6,000円を損益勘定留保資金等により補填を予定いたしております。

第5条では、平成28年度に設定いたします債務負担行為について定めているものでございます。

第6条は、建設改良事業のために借り入れる企業債の限度額とその借入条件等を定め、第7条では、平成28年度中の一時的な資金不足を補うための借入金の限度額について定めているものでございます。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定め、第9条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費についてお示しいたしております。

以上、平成28年度の予算について、その概要を申し上げましたが、次に事業面について御説明申し上げます。

建設改良事業につきましては、衛生的で快適な生活環境を確保するため、富海、西浦方面への污水管渠の布設を行うとともに、新たに大道方面への管渠布設工事に着手し、処理区域の拡大に努める一方、長寿命化計画に沿った施設の更新事業を引き続き実施してまいります。

また、防府浄化センター電気棟新設工事に着手するとともに、勝間地区の排水路の整備、勝間ポンプ場の建設事業を引き続き実施してまいります。

なお、上下水道事業につきましては、さらなる市民サービスの向上を図るとともに、効率的な組織運営を行い、より一層の経営の健全化に努めてまいります。

以上、御説明申し上げました各会計における平成28年度予算の詳細につきましては、予算実施計画以下の附属書類でお示しいたしているとおりでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております3議案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第52号から議案第54号までの3議案については環境経済委員会に付託と決しました。

---

#### 議案第55号防府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第55号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第55号防府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の内容につきましては、放課後児童支援員として従事する職員の資格に関する基準



のうち、幼稚園、小学校、中学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者としていたものに、義務教育学校の教諭となる資格を有する者を加えるものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第55号については、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第56号防府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第56号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第56号防府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、国の基準の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

主な改正内容につきましては、指定認知症対応型通所介護事業者に、利用者等で構成される運営推進会議を設置し、おおむね6カ月に1回以上、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けることを義務づけるものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付

託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第56号については、原案のとおり可決されました。

---

議案第57号防府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第57号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第57号防府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、国の基準の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

主な改正内容につきましては、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に、利用者等で構成される運営推進会議を設置し、おおむね6カ月に1回以上、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けることを義務づけるものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第57号については、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第58号防府市交通災害共済条例等中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第58号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第58号防府市交通災害共済条例等中改正について御説明申し上げます。

本案は、学校教育法等の一部を改正する法律の公布による学校教育法の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

主な改正の内容につきましては、交通災害共済見舞金の額の加算の対象に引き続き義務教育学校の後期課程等に在学する場合を加えるもの及び条文整備を行うもの並びに雇用奨励金の加算の対象であります新卒者の定義に、義務教育学校を卒業後、3年を経過するまでの間に雇用された者を加えるものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第58号については、原案のとおり可決されました。

議案第 59 号防府市国民健康保険条例中改正について

議案第 60 号平成 28 年度防府市一般会計補正予算（第 1 号）

議案第 61 号平成 28 年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（安藤 二郎君） 議案第 59 号から議案第 61 号までの 3 議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第 59 号防府市国民健康保険条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、国民健康保険法施行令の改正に伴い、本市の国民健康保険条例について所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の主な内容につきましては、国民健康保険法施行令の改正に準じて、国民健康保険料の基礎賦課限度額を「52 万円」から「54 万円」に、後期高齢者支援金等賦課限度額を「17 万円」から「19 万円」にそれぞれ引き上げるとともに、低所得者の国民健康保険料の軽減措置について、経済動向等を踏まえ、5 割軽減及び 2 割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を見直すものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 副市長。

〔副市長 中村 隆君 登壇〕

○副市長（中村 隆君） 議案第 60 号及び議案第 61 号につきまして、一括して御説明を申し上げます。

本 2 議案につきましては、ただいま議案第 59 号にて御説明をいたしました防府市国民健康保険条例の改正に伴いまして防府市一般会計予算及び防府市国民健康保険事業特別会計予算を補正するものでございます。

まず、議案第 60 号平成 28 年度防府市一般会計補正予算（第 1 号）につきまして、第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 436 万 1,000 円を追加し、補正後の予算総額を 417 億 4,936 万 1,000 円といたしております。

歳入歳出補正予算の内容につきましては、2 ページと 3 ページをお願いいたします。

まず、歳入では、国・県支出金の増額を計上いたすとともに、歳出では、国民健康保険事業特別会計繰出金の増額を計上いたしまして、これらの収支差を予備費で調整いたしております。

次に、議案第 61 号平成 28 年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

につきましては、防府市国民健康保険条例の改正に伴います国民健康保険料や国・県支出金、一般会計繰入金などの増減を計上いたしております。

以上、議案第60号及び議案第61号につきまして御説明を申し上げました。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております3議案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第59号及び議案第61号の2議案については環境経済委員会に、議案第60号については予算委員会に付託と決しました。

---

○議長（安藤 二郎君） 以上で、本日の日程は全て議了いたしました。本日は、これにて散会いたします。

なお、次の本会議は、3月4日の午前10時から一般質問を行いますので、よろしくお願いたします。どうもお疲れさまでございました。

午後2時54分 散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年3月2日

防府市議会議長 安藤 二郎

防府市議会議員 田中 敏 靖

防府市議会議員 平田 豊 民